

平成 28・29 年度 川崎市社会教育委員会議 研究報告書

「市民が生きやすい社会を創るために」
—多文化共生と子どもの人権—

～ 目次 ～

I	はじめに	・ ・ ・ ・ ・	1
II	人権グループ「人権が守られる地域社会に向けて」	・ ・ ・ ・ ・	3
	1 川崎市における人権・差別問題		
	2 多文化共生をめざす社会教育施設—ふれあい館		
	3 川崎市の市民館における人権学習		
	4 まとめと提言		
III	子どもグループ「子どもを支える社会教育と地域のあり方」	・ ・ ・ ・ ・	13
	—社会教育と福祉をつなぐ—		
	1 川崎市における子どもの人権・貧困について		
	2 乳幼児の人権と社会教育		
	3 子どもの貧困問題と多文化共生をめざす取組		
	4 中学校夜間学級（夜間中学）の推進に向けて		
	5 こども文化センターの役割と社会教育との連携		
	6 地域で学ぶ、多世代をつなぐ		
	7 まとめと課題		
IV	おわりに	・ ・ ・ ・ ・	35
	資料	・ ・ ・ ・ ・	37
	1 補足資料		
	2 平成 28・29 年度川崎市社会教育委員会議 委員名簿		
	3 平成 28・29 年度川崎市社会教育委員会議 審議等経過		

I はじめに

1 研究テーマ設定の経緯

平成 26・27 年度の研究報告書『地域をつなぐ拠点としての社会教育施設を求めて―市民館、図書館のあり方を中心に―』では、社会教育の推進の根幹ともいえる市民館、図書館のあり方を再検討すること、さらには民間活力の活用を含めた管理運営体制の検討を加えた提言を行ったが、もともとの問題意識の背景にあり、研究の結果として浮かび上がってきたことのひとつは、現在の若者の居場所はどこにあるのか、居場所をどう作っていくべきか、ということだった。川崎市は 7 区に一つずつの市民館（公民館）を持つが、人口約 20 万人に一つという市民館は、他の市町村区と比較して圧倒的にその数が少ないことが指摘され、特に若い世代にとってはなかなか身近な存在にはなりえず、日常的に利用することが難しいのではないか、という点が指摘された。

平成 27（2015）年 2 月に川崎市内の多摩川河川敷で起きた中学生殺害事件ⁱは、大変大きな衝撃をもって受け止められたが、この事件は被害者のみならず、加害者の抱える大きな課題を私たちに突きつけたと言えるのではないだろうか。すなわち、事件に関わった子どもたちだけでなくその親も含めた社会的な孤立、貧困など、複雑に絡み合った根深い課題があり、これらを社会教育がどう解決していけるのか、いくべきなのかという問いである。この問題意識が、私たちが今回の研究テーマに取り組んだことの大きなきっかけになっているといえるだろう。

全国的には人口減少局面の中にあるにも関わらず、川崎市の人口は平成 29（2017）年 4 月に 150 万を突破し、平成 42（2030）年までは人口増が見込まれていると聞く。こうした都市の発展がある一方で、先に触れた人々の孤立や貧困の問題も同時に抱えている。また多文化共生の先進都市であるにもかかわらず、あるいはそれであるがゆえ、ヘイトスピーチⁱⁱがなされる現状があり、これに対応した形で全国初のヘイトスピーチのガイドライン「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン」が策定された（平成 29（2018）年 11 月策定）ことなどが、ここ川崎で起きていることもまた事実である。

2 2つのグループがめざすもの

これらの背景から、平成 28・29 年度の社会教育委員会議では、2つのグループに分かれ、こうした課題を社会教育がどのように解決していけるかの検討を行うこととした。

1つは「人権グループ」である。

多文化共生の地域社会作りを進めてきた自治体であるここ川崎で、ヘイトデモⁱⁱⁱやヘイトスピーチが行われてきたことの経緯や現状確認をした上で、なぜこれが生じてしまい、またこれを解消するには社会教育の側からどのようなアプローチが可能かについて、対象となっている施設や地域の関係者、行政への聞き取りなどを通して提言を行うこととした。

もう1つは「子どもグループ」である。

「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」ことがかわさき教育プランの基本理念としてうたわれている。その一方で、子どもの貧困や地域社会のあり方の変化によ

る孤立によってこの実現が難しくなっているのではないかということを「子どもグループ」では危惧した。このことから、乳幼児から高校生までの子どもたちの年齢に応じた社会教育的な支援体制の現状とその活用について、各現場の見学や聞き取りなどを通して検討することとした。

3 すべての人が生きやすい社会へ～人権と社会教育

2つのグループに共通しているのは、すべての世代・境遇・性別・所属のそれぞれにあまねく人権があり、様々な機会が保障されるべきであり、生き生きと生きる権利があるという確信と、これがなしえないとすればなぜなのか、それを社会教育がどのように保障していけるのかを検討したいとする思いである。

平成 29 (2017) 年 11 月には「子どもの貧困対策の基本的な考え方」が川崎市より出された。「川崎市子ども・若者生活調査」に基づき、課題・問題の整理とそれぞれに対応する施策がまとめられており、この報告からすでに大変多くの充実した取り組みがあることがわかる。同時に、世代・境遇・性別・所属を超えて組織横断的に「つなぐこと」が社会教育に期待された役割のひとつとすれば、これらの取り組みの再定義と活用により、さらに大きな効果を生むことができると思えるだろう。

結果、今回 2つのグループからの研究報告には、図らずも川崎には、これまでの歴史的背景に基づく街と人の成り立ちと多文化共生の長い歴史があり、またこれを社会教育のアプローチで発展させてきたという先達の先進性とたゆまない努力が記されることとなった。同時にこうした伝統ある川崎の社会教育の歴史をどう継承・発展させていくべきか、また作られた施策をより実のあるものとするために、地域や市民にどのように共有・発信していくべきかという大きな課題が私たち自身に課せられたように思う。

ⁱ 川崎市では、教育委員会事務局内における検証委員会、福田市長をトップとする庁内対策会議においても、「中学生死亡事件」の名称を使用しているが、社会教育委員の会議では、①単なる死亡事件ではないこと、②報道機関も殺害事件と報道していること、③殺害という表現には私達の痛み、責任が含まれている、等の理由から、本報告書において「中学生殺害事件」の名称を使用する。

ⁱⁱ ヘイトスピーチ（英: hate speech、憎悪表現）とは人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、障がいなど、自分から主体的に変えることが困難な事柄に基づいて個人または集団を攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のことである。

ⁱⁱⁱ ヘイトスピーチを含むデモ。

Ⅱ 人権が守られる地域社会に向けて

1 川崎市における人権・差別問題

(1) ヘイトスピーチをめぐる諸状況

ア 当会議の問題意識と取り組み

川崎市は、全国に先駆けて多文化共生の地域社会づくりを進めてきた自治体である。そのような蓄積がある市域において、近年ヘイトスピーチが行われている事態を前にして、当会議では、この問題を人権の根幹に係る重要問題と捉え、社会教育の立場から何ができるのか研究・協議を進めることとした。

具体的な取組として、ヘイトスピーチの対象とされている当事者および、多文化共生の街づくりを支援してきた行政関係者への聴き取り、川崎市の社会教育施設における人権学習の蓄積に関する調査を行った。その上で、各委員がそれぞれの職務上の経験や理念に基づいて研究・協議を重ね、人権が守られる地域社会づくりに社会教育がどのような貢献ができるのかという関心から提言をまとめていった。

イ 差別排外主義の横行

川崎市においては、平成 25 (2013) 年より川崎駅付近におけるヘイトスピーチが始まり、やがて、在日朝鮮人が暮らす同市川崎区桜本地区に向けてヘイトデモが行われるに至った。

平成 28 (2016) 年、福田川崎市長による公園使用不許可や横浜地方裁判所川崎支部による仮処分決定があり、桜本地区におけるヘイトデモについてはストップがかかった。その後デモの主催者側は、同市中原区に場所を移して実施しようとしたが、市民の抗議等により中止となったが、デモの主催者による学習会が公的施設で実施され、更には一度止められたデモが再び中原区で表現を変えながら実施される、また、インターネット上での書き込みが拡散するなど、ヘイト行為が続いていると言える。

ウ 行政によるヘイトスピーチへの対応

平成 28 (2016) 年 5 月、国＝法務省人権擁護局が主導して「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下、「ヘイトスピーチ解消法」という。）が成立した。ただしこれは理念法であり、国には義務を、地方公共団体には努力義務が定められた。

実のところ、現在において川崎市は、ヘイトスピーチを実行しようとしている人々にとって標的になっている。以下に触れるが、川崎市が外国人に係る人権施策の先進地である

が故に、そこを標的にしようという心理が働いているようである。

平成 28（2016）年 5 月、福田川崎市長は、ヘイトデモを実施しようとした申請者への公園の使用を不許可とする踏み込んだ決定をした。その後、7 月には福田川崎市長が、川崎市人権施策推進協議会に「ヘイトスピーチ対策に関すること」につき優先審議を依頼したことで議論が始まった。8 月には法務省が川崎市在住のヘイトデモ主催者に対してデモ行為禁止との勧告をした。平成 29 年（2017）年 2 月には同省が、ヘイトスピーチ解消法についての参考情報を示した。

平成 29（2017）年 3 月、外国人の排斥を主張する人物が中原区の総合自治会館において講演会を実施。これについては、ヘイトスピーチの実施のおそれがあるとして、市民団体が動き、川崎市も武蔵小杉駅に啓発ポスターを貼るなどして対応した。結果、当日ヘイトスピーチはなかったという。

後述するが、このように実際の集会やデモにおいて表面上ヘイトスピーチが収まったかに見えても、その倍返しと言わんばかりに、インターネット上において誹謗・中傷がなされる状況になっている。

そのような状況のなか、平成 29（2017）年 7 月に、中原区の平和公園において再びデモが実施された。デモ主催者は、平成 28（2016）年 6 月のデモが市民団体の阻止行動になったことを受けて、再び同地で敢行するとの意思表示をしており、川崎の地を最大の「闘争」の場と捉えているとのことであった。

平成 29（2017）年 11 月 9 日には、川崎市より、全国初のガイドライン「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）が公表された（平成 30（2018）年 3 月施行）。しかし、施行前の同年 12 月、外国人の排斥を主張する人物により、川崎区の教育文化会館において講演会を実施した。神奈川新聞平成 29（2017）年 12 月 12 日の記事によると、当日は多数の警察官が警備にあたるという市民に開かれた公共の施設からはほど遠い状況となり、行政の対応を疑問視する声もあがったという。

一方、平成 30（2018）年 1 月に再度扇動者が計画した川崎駅前での街宣活動をめぐっては、事前に市民が抗議の声を集めたことによって中止に至った。

ヘイトスピーチ解消法や市長の決断、裁判所の仮処分決定、ガイドラインなどにより、ヘイトスピーチの解消に向けた動きが積み上げられつつあるが、それに触れない形で巧妙にデモや集会が実施され、さらにはインターネットでの書き込みの拡散問題があり、根絶までの道のりは半ばという状況であるといえる。

（２）人権施策の歴史

ア 臨海部の歴史

明治 43（1910）年に始まる日本政府による朝鮮半島の植民地支配から第二次世界大戦・太平洋戦争の終戦に至るまでの間、日本政府による統治は続いた。太平洋戦争直前には、有数の工業地帯に発展しつつあった川崎の臨海地区に大規模な製鉄所が建設されたことか

ら、工場労働者として朝鮮半島から多くの人々が集まることとなった。そして、終戦後に諸般の事情により帰国をしなかった人々が臨海部に居住し続け、共同体を形成することとなった。

終戦後の臨海部は劣悪な環境で、居住に適した地とは言えなかったが、他に移り住むところもなく、また、一般市民には保障されている国民年金や児童手当が支給されないという不安定な生活を余儀なくされていたのだった。

イ 川崎市による施策の歴史

昭和 46（1971）年に伊藤川崎市長が誕生すると、革新自治体による政策の一環として、外国人市民も市民という考え方に基づいて、様々な取組が進んでいった。主な取組は巻末（別表 1）のようである。

中でも注目すべきは、平成 8（1996）年の外国人市民代表者会議の設置である。外国人市民自身が声をあげることで日本人市民も気づきの機会をえることができる点が特長である。外国人市民も市民という考えが定着してきていたことのあらわれといえる。また、多文化共生のまちづくりの拠点としてのふれあい館が、昭和 63（1988）年に全国初の行政による施設として設置されたことも川崎の先駆性をうかがわせる。

ただし、社会教育が人権施策にいかに関与してきたかという観点からすると、従来多文化共生の社会づくりに係る施策の要の位置にあったものが、こども未来局、まちづくり局、市民文化局等の教育委員会事務局以外の部局も、教育課題および地域社会づくりへの取組に積極的に関係するようになってきたことから、相対的には社会教育の関与の度合いが低くなっている点については注視していかなければならない。

前述のように、ガイドラインが作られ、平成 30（2018）年 3 月から施行されることになったわけであるが、これは川崎市人権施策推進協議会の提言を受けてのものである。このように、川崎市は人権施策の先駆的な存在として、取組を続けてきており、現在においてもその動向が注目されている。

人種差別の被害実態を系統的に把握するための情報収集と分析を目的として研究者、弁護士、NGO 関係者などにより結成された民間研究団体である人種差別実態調査研究会が日本弁護士連合会より助成を受けて遂行した調査をまとめた「日本国内の人種差別実態に関する調査報告書」（平成 28（2016）年 12 月）には、平成 27（2015）年に実施した、ヘイトスピーチと外国人に関する有権者の意識調査の結果が出ている。それによれば、東京都新宿区、京都市、仙台市の選挙人名簿をもとにランダムに実施した調査において、ヘイトスピーチを聞いたときに反感を感じた 71.9%、驚いた 61.1%、恐怖を感じた 49.7%で否定的評価が大勢を占めていたという。一方で、ヘイトスピーチが繰り返されるうちに差別への違和感が減少したという者が 10.4%いたという結果も記されている。自分が暮らす地域に外国人が増えることについては、賛成が 66%、反対が 29.8%であり、賛成の理由としては、「日本の文化が豊かになる」、「社会・経済が活性化する」というものであったという。

このように、外国人との共生社会づくりへの意識面での基盤があるように見受けられる状況にあるわけであるが、実際には、多文化共生の先駆である川崎の地でヘイトスピーチ

問題が起きている。

法務省によれば、平成 28（2016）年度末における在留外国人数は、中長期在留者、特別永住者を合わせて 238 万 2,822 人（前年比 6.7%増）、過去最高であったとのことである。当会議における議論の中で、昨今の在留外国人の増加の傾向はこの先も続いていくものとの見解が示された。多文化共生は喫緊の課題の一つであることは間違いない。

2 多文化共生をめざす社会教育施設—ふれあい館

（1）桜本地区の現状

ア ヘイト被害の現場から

平成 29（2017）年 7 月 4 日、委員数名と教育委員会事務局で、川崎区桜本地区にあるふれあい館を訪れ、副館長の崔江以子（チェ・カンイジャ）さんと面談した。

崔さん自身が桜本地区へのヘイトデモをしないように裁判所に申し立てをした当事者であり、また、直接あるいはインターネット上において差別発言を受けている被害者である。崔さんの話の要点は以下のようであった。

- ・桜本地区には在日朝鮮人の第 1 世代から第 5 世代までが住んでいる。
- ・東京の新大久保、大阪の鶴橋では、平成 22（2010）年頃からヘイトスピーチ問題があった。川崎では、平成 25（2013）年から始まった。
- ・桜本地区では外国人と日本人の「共生」が長い時間をかけて作られてきている。貧困の問題も確かにあるが、桜本の子どもたちは「違い」を攻撃しない。
- ・現在においても、桜本地区を出て進学する場合に本名から日本名へ名前を変えたり、また、本名を名乗ることで、アルバイト先で差別を受けることなどがある。出自を隠す必要が今でもある。
- ・桜本のヘイト問題について、在日朝鮮人だけでなく日本人市民が怒りの声をあげたことがこの地域の特性といえる。
- ・ガイドライン、インターネット対策、条例の設置が 3 本の柱と捉えている。特に条例の設置は、行政の長が代わっても守られるために必要なものである。
- ・桜本地区へのデモについては裁判所による仮処分決定が出て、また、法務省もデモ主催者に勧告を行なったことにより、一応は止まっている状況。
- ・しかし、まるでその反動のように、インターネット上における誹謗・中傷がエスカレートしている。
- ・広島県福山市、兵庫県尼崎市などではネットパトロールを行っているようだ。川崎はこの方面について遅れているのではないか。
- ・ヘイトデモの主催者は、選挙活動の名のもとにヘイトスピーチを行うなど、やり方が巧妙化し、確信犯のようになってきている。

- ・デモ主催団体の組織力は凄い。もし仮処分決定がなくデモが続いていたら、地域住民との関係も危うくなっていたと考えられる。今も、中原区に移ってデモや集会を実施しようとしている。川崎駅前で、条例に反対する街宣も行われた。
- ・デモ主催者は川崎市民である。自らその人物に手渡しで連絡先を書いた手紙を渡したが、返事はない。
- ・川崎は人権施策で先進的だから「聖地」を狙えということで対象になっている。
- ・ふれあい館はこども文化センターと一体であり、0歳から高齢者まで世代を超えた交流の場になっている。ふれあい館条例に基づいている。
- ・視察は全国から来るが、第2、第3のふれあい館ができない。国際〇〇センターなどの建物ができるだけで、差別をなくすという内容が伴わない。

イ 喫緊の課題と教育の可能性

崔さんの話を聞いて見えてきたことは以下のようなものであった。

- ・今は地域住民の協力が得られているが、ヘイトデモが繰り返されると、その原因はこの地域にそもそも在日朝鮮人が住んでいることだということになり、住民の態度が硬化するおそれもある。
- ・インターネット上でのヘイト行為をすぐにでもやめさせる措置が必要である。
- ・ヘイトスピーチ・デモを規制ではなく、禁止する条例が必要である。
- ・ヘイト行為は許されないという行政（市）による市民に対する啓発・広報がもっと望まれる。
- ・桜本地区の多文化共生教育を広げていくためには、学校教員の異動などによって、より多くの人たちに異文化交流による社会の活性化を体験してほしい。また、未体験の学校教員や生徒をはじめ、より多くの市民がふれあい館に見学、交流にくる機会がもっと欲しい。
- ・今後、新しい外国人との出会いは多くなるだろうから、多文化共生の考え、実践を他へ発信していきたい。

ヘイト問題を契機にして、地域社会づくり、行政との協働、教育の可能性の追求という課題が、これまで以上に緊急性を帯びてきていることが明らかになった。



川崎市ふれあい館外観（2017年）

(2) 行政の立場から

ア ふれあい館初代館長の話

平成 29 (2017) 年 9 月 28 日、今度は、委員数名と教育委員会事務局で、ふれあい館初代館長の江頭秀夫さんと面談した。江頭さんの話の要点は以下のようであった。

- ・ふれあい館の開館は、予定から 2 年遅れた。「ふれあい館・桜本こども文化センター運営協議会」の委員は、川崎の小・中学校長、同 P T A、朝鮮初中級学校長、同 P T A、近隣町内会、婦人団体、子ども会、大学教授、市職員ら 29 人で構成された。
- ・地域住民・町内会への粘り強い対話を重ねた。町内会が運営委員会に参画することで運営内容を検証できるという市側の説明があつて納得をしたという流れがあつた。
- ・ふれあい館の建物は行政が、運営委託は民間（青丘社）へという仕組みが注目の的になり、開館して 1 年は、行政、大学、市民団体、海外からの訪問、そしてマスコミ対応に追われた。好意的な記事を書いてもらえなかった場合もあった。
- ・運営の受託者の青丘社は福祉、保育等の実績を持っていたが、一方では民族差別とたたかう団体としての性格も強く、地域住民との交わりが少なかった。また、時には行政と対立することもあった。私たちは青丘社の職員に対して、「地域の施設」であることを強調した。結果、一般住民と話す機会が増えた。通信を発行する必要性を強調し、平成元（1989）年から『ふれあい館だより』を発行。館長自ら町会長のところに持参して、近況について、話をした。
- ・拉致問題等により、北朝鮮のイメージが日本社会で悪くなってきた頃、大阪や横浜では朝鮮学校の子どもたちへの嫌がらせがあつたが、川崎ではなかった。地域住民がふれあい館の意義をわかっていて、人権教育が浸透していたからではないか。ただ、この数年、ヘイトスピーチが始まってしまった。
- ・北朝鮮系と韓国系の交流は通常ないものだが、ふれあい館の場においては日本の近隣学校と朝鮮初中級学校とのめぐりあいが実現している。
- ・ふれあい館は、こども文化センターと社会教育施設が一緒になっているが、行政の内部においては担当部局が異なり、時に確執があるものだから仕事をやりにくい面もあった。
- ・しかし、地域の施設としてスタートしてからは地域住民との交流も増え、施設の目的に沿った事業が展開された。

イ 行政の立場からの話を聞いて

江頭さんの話を聞いて見えてきたことは以下のようなものであった。

- ・行政（市）が多文化共生社会の基盤づくりに積極的に取り組んできたこと。情熱をもった職員の存在、地域の実態に即した業務委託など、川崎の先駆性を再確認することができた。

- ・「差別をなくす」という明確な理念をもった「ふれあい館」の果たしてきた役割をもっと内外に発信していった方がよい。
- ・青丘社という、福祉、保育等に実績があり事実上まちづくりに貢献をしてきていた団体に委託をすることでスムーズにいった。民間委託が一概に悪いということではなく、ここでは成功している例だ。
- ・町内会、学校、子ども会などとの粘り強い話し合いや運営上での協力関係が功を奏している。
- ・政治的な課題や歴史的な問題に子どもたちが巻き込まれるというような面が少なからずあるかもしれないが、交流を広げていくなかで共生の文化を根付かせていくことが大事ではないか。

ふれあい館の設立までには紆余曲折があったが、全国に先駆けた取り組みとして啓発的要素の多い事業であり続けていることと同時に、前述の崔さんがあげていた課題と同様、この成果の蓄積をどのように広く社会に知らせていき、実践につなげていくのかが最大の関心事であるということが明らかになった。

3 川崎市の市民館における人権学習

(1) 平和・人権学習の歩み

ア 30年にわたる学習の蓄積

平成28年(2016年)に実施した、高津市民館市民自主企画事業にて、Love&Peace K30 及び、川崎市教育委員会が編者となり、市民が考える平和・人権学習 30 周年実行委員会 Love&Peace K30 が発行した『川崎市平和・人権学習 30 年の歩み—1985~2014 年の記録』には、川崎市の市民館・教育文化会館・ふれあい館において実施されてきた平和・人権学習の歩みが記載されている。ふれあい館については人権尊重学級・成人学級として実施されてきた。

30 年間の学習内容のうち主なテーマを 10 年ごとに見ていくと、巻末(別表2)のようである。開講数やその分析、開講までの経緯などについては、上掲の冊子を参照されたい。平成3(1991)年度までは、「平和」、「人権」分野を示した上で学習が進められていたようであるが、以降は、平和・人権がはっきりと区分されるわけではなく、相互に関連しつつ実施されている。

例えば、環境(核・原発の問題)、憲法、戦後補償といったテーマでは、平和と人権双方にまたがるテーマ設定となる。また、性による差別や人権に関する問題解決といったテーマは平和・人権学習の中でも取り上げられてきたが、並行した事業として、婦人学級、女性学級、男女平等推進学習へと事業名を変更しつつ継続されてきた。

イ 市民の主体性と市による学習支援

多少のばらつきがあるものの、在日韓国・朝鮮人に関するテーマは、川崎市の施策やとりまく社会状況の変化がありながらも、初発の時期から絶えることなく続いてきたことがわかる。また、インターネットによる人権侵害の問題や、また、外国人の人権の問題をより視野を広げる方法で、例えば食文化や遊び、若者文化といった面から見ていこうという取り組みが注目される。平成 21（2009）年度に至っては多文化共生の取り組みの振り返りを行っており、川崎においていかに先駆的取り組みが蓄積されてきたかがわかる。

なぜ川崎において 30 年にわたり学習が継続できたのかという点について、川崎の地域研究や平和教育に長年尽力してきており、当事業においても講師・企画委員として携わった渡辺賢二氏は次の 4 点を挙げている。それは、①市民の主体性、②地域に立脚した視点、③生活課題の出し合いと問い直し、④市と教育委員会・職員による支援である。この指摘は、川崎の人権学習活動が長年にわたり積み重ねられてきた理由として貴重な教訓である。

（２）人権が守られ差別のない地域社会づくり

ア 人権教育を広げる難しさ

桜本地区においては、学校教育のなかに人権教育が根付いている一方で、崔さんも課題としてあげていたように、桜本地区のような人権教育がなかなか広がっていかないというもどかしさも見られる。

差別排外主義に直面していない人々が大半の地区では、多文化共生に係る問題意識はかなりの目的意識をもった人物の登場を待たなければならないのかもしれない。あるいは、国際化といった時、経済産業の視点が強く、学校教育でも、多文化共生に係る人権教育というよりも、将来の就職に直結するような語学や情報処理の技術を身に着けることが優先される傾向が高いものと思われる。

イ 社会教育への期待

このような状況下にもありながらも、川崎の人権学習は桜本地区がある川崎南部だけでなく、北部、中部地域において繰り返し実施されてきた。学校教育で人権学習をどのように実施したらいいだろうかということ自体を学ぶ講座もあった。

人権学習では、平成 23（2011）年におきた東日本大震災をめぐる諸状況についても各市民館でとりあげられていた。同じ日本国内でおきた原発の事故をめぐるのは棄民という言葉が使われ、避難した人々に心無い言葉が浴びせられるなど、今日に至るまで人権問題が続いている。

市民一人ひとりのなかに、実は日常的な、潜在的な差別意識というものがあって、指摘をされるまでそれに気づかなかったということも場合によってはあるであろう。ただ、気づかなかったことが取り返しのつかない悪だという結論にはならないものと思われる。人権が守られ差別のない地域社会づくりのためには、知らなかったことに気づき、次の行動のための学習の機会をハード面ソフト面双方で支える社会教育事業が不可欠である。

ヘイトスピーチを解消するには、条例や裁判所の判断などが必要であるが、決定を国や自治体に要請することと並行して、これまでの学習活動の蓄積とその継承という、法的な規制の先にある人々の精神レベルにおける差別のない社会づくりが望まれるところであり、それを担うことができるのが社会教育である。

4 まとめと提言

(1) 社会教育事業の充実と条件づくり

日本弁護士連合会が平成 28 (2016) 年 10~11 月に実施した「ヘイトスピーチに対する取組に関する照会」に、ヘイトスピーチが行われている地域を対象にした調査結果がある。

それによると、ヘイトスピーチ解消法の自治体の努力義務（第 6 条第 2 項）にある教育の実施については各教育委員会が独自に行っていることが報告されている。しかし、内容や程度にはかなりのばらつきが認められる。新たな啓発資料の作成、教員向け研修の実施、弁護士を講師とする授業の実施、民族学校との交流などの取り組みを行っている教育委員会もあるという。

ヘイトスピーチ問題に教育の立場からどのように接近していけばよいのだろうか。教育といっても、学校教育、家庭教育、社会教育とそれぞれの分野があるが、本件に関しては社会教育が貢献できる部分が少なくないと思われる。

川崎の場合でいうと、川崎市が外国人市民に対する差別を許さないという立場を堅持してきていることを挙げなければならない。なかでも桜本地区は社会教育施設である「ふれあい館」を軸として、外国人市民との共生がかなり成熟しているといえよう。行政が「ふれあい館」という建物をつくり、既にその地域で街づくりに実績を重ねてきた青丘社という民間団体が運営を担い、それに地域住民が協力してきた。3 者の連携がうまくいったから実現したのであろう。

また、前述のように、外国人市民代表者会議に見られるように外国人の人権施策を早くから実施してきたこと、市民館等を通じて市民に対して、平和・人権学習が展開されたことなども川崎の特長である。自治体、市民、教育関係者が協力して、これからもヘイト行為を許さない環境を築いていかなければならない。

(2) 課題と提言

本章では、川崎市における人権・問題に注目し、具体的な取り組みをいくつか見ながら社会教育の可能性を探ってきた。最後に課題と提言を 8 点示すこととする。

- ①川崎市がまとめたガイドライン施行を受けて、普遍性のある、ヘイト行為禁止条例の早期実現が望まれる。同時にインターネット上でのヘイト行為の解消も重要な課題として位置付けるべきである。

- ②人権啓発の講演、冊子の発行、広報、マスコミへの働きかけなどを通じて市民に呼びかけを行う。
- ③教育機関を通しての人権教育の実施および、外国人との共生についての理解を深めるべく学習内容や方法を多くの市民が参画して練りあげていく。
- ④「ふれあい館」との交流を広げ、共生についての理解を深める。また、川崎市内はもちろん、全国的に「ふれあい館」の実績を発信する。
- ⑤外国人との文化交流を図り、双方の文化を知り、友好を深める。
- ⑥市民館等での人権、共生の学習を今後も進める。
- ⑦人権教育、外国人との共生についての市職員の認識のレベルアップを図る。特に、このようなテーマでは差支えがあるのではないかといった判断により、結果的に学習の機会が奪われてしまったという社会的な不利益が生じないような環境づくりが求められる。
- ⑧人権、共生についての相談窓口を社会教育施設や弁護士会と連携した事務所、またインターネット上に設け、トラブルを事前に回避または、案件によっては事後に解決する。

Ⅲ 子どもを支える社会教育と地域のあり方

—社会教育と福祉をつなぐ—

1 川崎市における子どもの人権・貧困について

今期の場合、「子どもの貧困」への関心が高かった。2016 国民生活基礎調査によると、日本では、7 人に 1 人の子どもが貧困家庭で育っているとの報告がなされている。貧困な家庭では、子どもの生育や希望する教育を十分に保障できない場合もある。これで「将来の夢や希望」が持てるのか。同じ時代に生まれた子どもたちが、できる限り平等に暮らしていけないものかと話あった。以上の話し合いの経過から、今期の子どもグループのテーマを「子どもの人権と貧困」とすることになった。そこで「子どもグループ」では、子どもを支える社会教育と地域のあり方について、川崎市の現状と取組みを調査・分析して、その課題を洗い出すとともに社会教育との関わりを検証し、社会教育として何ができるのか・何をなすべきなのかを提言することをめざしてきた。

川崎市社会教育委員会では、これまでに、平成 24・25 年度は「現代の若者と地域社会のつながり」、平成 26・27 年度は「地域をつなぐ拠点としての社会教育施設をもとめて—市民館・図書館のあり方を中心に—」をテーマとして、調査・研究を行い報告書にまとめた。

特に後者では、中学校区に一つなどの公民館（他都市）を見学し、川崎市の市民館が 20～30 万人の行政区に一つという対象人口であるという違いがあることに改めて気づいた。そして、前期の社会教育委員会報告書に、こども文化センターなどの施設と市民館の連携を提言している。

そこで、58 施設の「こども文化センター」に、こども未来局の協力のもとアンケートを実施した。子どもたちの利用状況や職員体制、子どもの人権についての研修、虐待について職員が感じていること等を質問し、全てのセンターから回答を得た。

また、川崎市では子どもに向けてどのような施策を行っているのか、そうした施策と社会教育との関わりは何かを調査することにした。その際に、子どもの発達段階にそくして、「さくら乳児院・児童家庭支援センター」「ふれあい館・こども食堂」「西中原中学校夜間学級」に注目し、見学することとした。さらに、「川崎市子ども会」「川崎市地域教育会議」「地域の寺子屋」の活動状況を辿った。

2 乳幼児の人権と社会教育

—至誠館さくら乳児院・かわさきさくら児童家庭支援センター見学から—

子どもの人権というと、一般的には自分の言葉で発言できる小学生位からが対象と考える人が多い。しかし、本来子どもはオギャーと生まれた赤ちゃんの時から人権がある。だが乳幼児は自分で権利を守ったり主張することができない。守れるのは保護者であり、周囲の大人であ

る。ところが日本では昔から子どもは親と同一視されたり、所有物のように扱われる傾向があり、「親子心中」「母原病」「アダルトチルドレン」「毒親」等が課題とされてきている。また育児書通りに育てなければならないという思い込みや、他の子と発達の優劣を比較するなど、子ども自身の生まれながらの特性を考慮しない育児も多々見られる。保護者の思うように育たない子どもに対して抱くストレスが、育児ストレスとして語られる面もあり、虐待や放棄のきっかけが「泣く」「言うことをきかない」等、大人の都合で権利や生命が侵害されているのは周知の事実である。

川崎市の平成 28 年度の児童相談所への虐待相談・通告件数は 2134 件、前年比 11.1%増。心理的虐待が大幅増加。児童の年齢は 0～3 歳未満が 25%で小学生 33.8%に次いで多く、虐待者は実母 1182 件、実父 812 件。相談通告経路は警察 862 件、次いで近隣、知人 396 件となっている。

乳幼児の人権の検証と社会教育は何ができるのかを考察する為に、平成 29 (2017) 年 9 月 15 日、社会教育委員 4 名と事務局 1 名で、川崎市多摩区にある「至誠館さくら乳児院・かわさきさくら児童家庭支援センター」を見学し、施設長とセンター長からお話を伺った。

(1) 保護者の理解と乳幼児支援 ―至誠館さくら乳児院―

乳児院では社会的養護を必要とする児童に対応しており、社会的養護の基本理念は「子どもの最善の利益」「社会全体で子どもを育む」であり、「保護者のいない児童、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行なうこと」を目的としている。現在川崎市には乳児院は 2 カ所、児童養護施設は 4 カ所ある。

関係各所から通報を受けた 0～2 歳の乳幼児 20 人を終日預かり、昼夜 24 時間、365 日職員が交替勤務で家庭のようにケアしている。生後 5 日で出産医院から直接来る子もいる。

入所理由としては予期せぬ妊娠出産、虐待、育児放棄、母親の精神疾患、父母の病気、離婚、別居、シングルマザー、受刑、経済的貧困、父母の死亡、行方不明、など家庭の様々な事情がある。また次の子の出産時に周囲からの手助けがない、父母の出張、母親が家族の看護の為につきそう時などはショートステイで対応している。近年の傾向としては、母親の精神疾患、14～18 歳の若年層の母親、シングルマザー、心理的虐待（子どもの前での DV）、ネグレクトが増えている。いくつもの課題が絡み合っていることもあり、祖父母、父母の育った家庭環境など、複雑で丁寧な調整が必要になる。

また予期せぬ妊娠の為、胎児期の状態が良好ではなく、結果として病児、虚弱児、被虐待児、障がい児などの場合もある。

どのような理由があるにせよ、保護者・実親を理解していくことで、生まれてきた子どもの人生を大切にすることを配慮し、保護者の自立支援、養育、援助などをひとり一人の子どもと家庭に応じて計画しながら対応している。

退所した子どもたちは大半が親元や親戚で引きとられるほか、里親や養子縁組 (17.9%)、児童養護施設入所 (35.2%)、病院へ行く場合もある。

養護した場合は最終的に子どもを、里親も含めて家庭に戻すべく時間をかけて保護者に働きかけ、孤立した親にとって地域の実家のように継続した関係を作っている。退所後のアフターケアも手厚く行ない、保護者には、実家だと思って頼って欲しいと話しているそうだ。

(2) 家庭の孤立を防ぐ ―かわさきさくら児童家庭支援センター―

児童家庭センターは地域支援として児童福祉法に基づき、0歳～18歳未満までの子どもの子育てや養育に関する、家庭や地域からの相談を受ける民設民営の施設で、簡単な相談から複雑な問題まで他機関と連携しながら対応。主に在宅児童へのケアとして、安定した家庭生活の維持、育児負担軽減による児童虐待予防により、「地域の児童、家庭の福祉の向上を図ること」を目的にしており、川崎市内には6カ所ある。

社会福祉士や精神保健福祉士、そのほか心理職等が配置され、併設の乳児院を活用した、ショートステイやデイステイで短期の預かりの受付業務を行っている。

相談件数は年々増加しており、平成27年度は全市で延べ5922件、28年度は延べ9726件。相談内容は養護（虐待等）、育成（性格、行動）、障がい、保健、不登校等多岐に渡り、かわさきさくら児童家庭支援センターでは平成28年度は741ケースで、9割が養護や虐待だった。

昔は各家庭が町会や自治会、子ども会や子育てサークル等、地域のどこかに所属しており、そこで問題が解消されることもあったが、現在は地域コミュニティに所属していない孤立した家庭が多く、早期に問題の発見ができないことが課題となっており、子どもが成長した段階で、小中学校からの紹介も多くなっている。

問題を大きくしないために、早期の発見と第三者が入る家族会議のような対応を実施。「さくらサロン」という親子が集まりやすい子育てサロン、「子育てスキルアップ講座」等も開催し、気軽に相談に行ける場として、地域に溶け込む努力をしている。地域と連携しながら一次予防としてハイリスク家庭の把握と支援、二次予防として虐待の早期発見早期対応、三次予防として虐待の再発予防を行なうという役割を担っている。

社会教育でできることは何かありますか、という質問には、「赤ちゃんにも権利があり、それを守るのは大人しかいないということを、広く知らせて欲しい」と施設長は語った。

(3) 考察 ―乳幼児の権利を守るための地域学習と連携―

昔と違い地域コミュニティから孤立している家庭が増えており、家庭での問題が見えにくくなっている。問題を抱える子どもや家庭には、それなりの理由があり、それを助け支援することが、子どもの人権を守ることになる。一方的に親を非難したり、子どもを非難したりするだけでは解決にならない。家族がいるから子どもが幸せとは限らない。それぞれの家庭が抱える問題の複雑化、連鎖を考えると、個別支援の必要性はますます高まっている。

特に近年は携帯やスマホの普及により、親は子どもより情報に夢中になる傾向がある。また社会経済状況の厳しい変化により、貧困家庭が増え、乳幼児時期を安心して家庭で過ごすことができない子もいる。

将来の子どもの育ちへの影響を考えると、問題が小さいうちに見つけることが非常に大事な働きである。そのためには保護者以外の大人の子どもの関わり、地域での繋がりによる助けが、更に必要となる。

現在、地域では民生委員児童委員、主任児童委員の働き。地域子育て支援センターや、NPOなどの開催する子育てサロン、広場など、様々な乳幼児親子への支援が行なわれており、各相談窓口に繋がるケースも年々増えている。

だが片方で地域包括ケアシステムへの移行により、各区役所のこども支援室がなくなった。

また、子ども会の入会者の減少や、母親クラブ等お母さんたちの自主活動だった子育てサークルの減少など、地域関係を縦横に繋ぐ活動が衰退している現実もある。働く母親が増え、地域活動に参加する余裕がないという要因もある。

これらを踏まえた上で、改めて社会教育が地域の中で何ができるかを考えると、まずは地域の保護者、大人たち、新たに親になる可能性のある青少年に、乳幼児の人権についての啓発を行なうことだろう。

そのためには例えばこども文化センター等で地域の大人が子どもの権利、乳幼児の権利について学ぶ機会を定期的に設ける。市民館の出張講座をこども文化センターで行なうことも可能だ。学びを通して新たな地域での繋がりを作り、乳幼児親子への理解と支援を意識する人たちが増えることで、子育て家庭の孤立を防ぎ、身近な関係の中でさりげない声かけや手助けの情報を提供したり、具体的な支援活動の機会も生まれる。

それは地域が家庭を見張るのではなく、あくまでも乳幼児ひとり一人の人権を地域の人たちが守り、あたたかく育むための働きかけでなければならない。

3 子どもの貧困問題と多文化共生をめざす取組

—桜本こども食堂・ふれあい館の見学から—

子どもの貧困の問題における社会教育の役割を考えるために、「ふれあい館・桜本こども文化センター」の取り組みに注目したい。ふれあい館は「日本人と在日外国人が、市民として、子どもからお年寄りまで、相互のふれあい交流を進めるための場所」（ふれあい館HPより）とされているように、多文化の交流と世代の交流をめざしている。社会教育委員の会議 子どもグループでは、社会福祉法人青丘社が運営するふれあい館とこども食堂「ほっとカフェ」を見学し、職員の鈴木健さんにふれあい館が取り組んでいる子どもの居場所づくりや子育て支援について話を聞いた。

(1) 桜本こども食堂について

ア こども食堂が意味するものは

朝日新聞（平成 28（2016）年 7 月 1 日付）によればこども食堂は全国で 300 か所、うち 285 か所はこの 2 年間で開設ということではいわばブームと化している。その理由の一つは「とっつきやすさ」ではないか、と湯浅誠『「なんとかする」子どもの貧困』（角川新書）で指摘されている。例えばこども食堂といってもタイプは幅広いものとなっている。ターゲットは誰なのか（貧困家庭に絞るのか誰でも利用できるものにするのか）、目的感は何なのか（課題を発見する場とするのか、交流の場とするのか）、の 2 軸をおくと、その多様なあり方が見えてくる。

この軸に沿えば、ふれあい館の運営する「こども食堂」は、外国籍の親子を含む多様な子どものみならず大人も利用でき、交流の場となっていることが見てとれた。視察に行った日、こども食堂の開いている時間は 17 時～20 時。こども食堂で食事をしながら親の仕事帰りを待つ子がいたり、子どもを預けて自分は居酒屋に飲みに行くことで自分の時間を楽しむ親がいるなど活用の仕方は様々で、「食事」という機能はあるものの、子どもたちが安心して集まれる「場」としての役割を強く感じた。タイやフィリピンの子どもも来ていたし、5 年生と 1 年生が同じ

テーブルで食べていた。子どもたちはなじみのスタッフと笑いながら会話をし、食事が終わってすぐ帰るのではなく、そこで過ごす時間をととても楽しんでいるように見えた。

料金は子ども 100 円、大人 200 円。この価格設定には近くのコンビニで一食済ませられる価格よりも「低く」するというこだわりがあるとのことだった。

「親が頑張れ」という風潮がある中で、こういう「場」があることで、子どものみならず、保護者がどれだけ助かっているか。それは必ずしも経済的な問題だけでなく、仕事で疲れた体に鞭打って夕食を作らねばならない“義務感”からの解放であったり、地域のつながりがもたらす孤独からの解放であったり……。地域の中でともに生きていこうというメッセージが感じられる場所であった。

イ 多文化共生「誰もが力いっぱい生きられるために」

夕方、ちょうどこども食堂の前（商店街）が帰り道になっていて、特に最近 베트남、中国、ペルー出身の人たちが自転車で工場地帯から帰ってくるところに出会う。これがここの日常で、日々の生活の中ですごく多文化を感じることができるとのことだった。

桜本地区はその地域の歴史から在日コリアンの人口比率が高く、そこで育つ外国籍の幼稚園・保育園への受け入れが難しかったことから社会福祉法人青丘社がその受け入れ先をつくってきた。その後、子どもたちの成長に合わせ、「小学生を受け入れ先とした学童」、「学童を卒業した子どもたちの学習支援」と活動を広げてきた。

運営に携わる鈴木さんは「生活者のまなざしにたって課題を解決していった」結果と話してくれたが、「概して福祉のことは縦割りだが、地域では人は縦割りではない」という言葉は非常に印象的だった。

外国籍の子どもたちのみならず、障がいのある子どもたちの受け入れも難しかった。また、日本人の苦しい家庭もある。「誰もが力いっぱい生きられるために」施設運営があり、現在の企画活動があると語ってくれた。

ウ 学校、地域、それぞれの課題

学校（教育）と福祉と地域が連携されて学びが保証されていくという形をどうつくっていくか。学校とのつながりを子どもにアピールしすぎると「監視」ととられる。子どもたちが学校、地域、こども食堂、それぞれの場所で違う顔が出せるように気をつけているとのことであった。

子どもは SOS は出しづらいもの。たとえば「ごはん食べられない」ということに対する対応に「早く食べなさい」だと“しつけ”になってしまう。これを「子ども発の SOS」と受け取れるかどうかがとても大事なことです。

小学校の後、中学、高校と成長していく中で、子どもの育ちのそれぞれで課題がある、それぞれで地域の連携、かわりがある。未就学児のみでない、年齢に応じたメニューが必要とのこと。

十分な学びの機会のない子どもたちに学校、地域、ができることは何か、青丘社は模索しているとのことだった。桜本地区はある意味で特殊な環境ともいえるが、それがゆえほかの地域に先んじて多様な文化共生のよいロールモデルを作ってきたという大きな成果がある。むしろ課題も多いと思うが、ここに閉じた形ではなく、他の地域での同様の取り組みが社会教育の視点から実施されることを望みたい。

(2) ふれあい館の子ども事業

桜本地域では、在日大韓教会を中心に、誰でもはいれる保育園・学童保育を設置し、障がい児の積極的な受け入れを行うなど、差別のない地域づくりを目指してきた歴史がある。そうした歴史を踏まえて「ふれあい館は、共に生きるための社会教育施設です」という鈴木さんの説明を聞くと、コミュニティの中でのふれあい館の役割が見えてくる。

また、ふれあい館は、川崎市の桜本こども文化センターとしても位置づけられており、近隣の3小学校のわくわくプラザ事業（放課後児童健全育成事業）を実施している。それ以外に、①ひとり親家庭の学習支援、②小学生の夏の夜のプログラム、③多文化こどもクラブ、④中学生の学習サポート、⑤定時制高校での居場所づくり「ぼちっとカフェ」、⑥子どもたちによる音楽フェスやラップなどのプロジェクト「若者プロジェクト」などの事業を行っている。小学生・中学生・高校生など、それぞれの世代にむけた「受け皿」を作ってきた。

これらの事業に共通して、二つの視点・問題意識を読み取ることができる。

一つは、〈子どもへのまなざし〉であり、特に困難を抱えている子どもを受け止めようとする意識である。川崎市でも最初の取り組みとして、「ひとり親家庭の学習支援」が始められたが、未就学児を対象として仕事をしている保健師が、兄・姉にあたる中学生とふれあい館をつないでくれるという。また「中学生の学習サポート」は、生活保護世帯の中学生とふれあい館をケースワーカーがつないでくれるというように、「教育と福祉の連携」が実現している。しかし、ふれあい館と学校の「連携」を子どもに見せてしまうと、「監視」と受け止められてしまうことがあるという。「子どもたちは、いろんなところでいろんな顔ができる必要があります」という子ども観こそが、一つの尺度だけで子どもを測るのではなく、多様なまなざしのある地域で支えあうことを可能にしている。また、定時制高校で生徒の居場所づくりを行なった「ぼちっとカフェ」は新聞に取り上げられるなど注目されている。せっかく入学した高校を退学してしまう生徒たちをつなぎ止めたいという思いから始められた事業である。このように、ふれあい館の職員は、どんなに小さな子どものSOSも聴き取ろうとし、困難を抱えた子どもたちとつながろうとして、事業を展開している。

もう一つは、〈保護者へのまなざし〉である。学童保育が休みになる夏休みに、お母さんは仕事でくたくたになって帰ってきても、子どものケンカの後始末をして、友だちの家に

「ごめんなさい」と電話をしなければならない。そこで、高校生を集めて小学生と一緒に過ごし、帰りは一人ひとり家まで送っていく「小学生の夏の夜のプログラム」という事業が始められた。「家まで子どもを送ると、保護者と会える」という職員の言葉に、子どもに向けたサポートは、すなわち子どもの後ろにいる保護者のサポートに他ならないことがわかる。また、「多文化こどもクラブ」は、子どもが自分たちのルーツを大切にできるようにと始められた事業であるが、それは親の文化的なバックグラウンドを子どもが大切に思えることにつながっている。

〈子どもへのまなざし〉と〈保護者へのまなざし〉を共に持つこと、地域の中の異なる世代が生活上で抱える問題について、その声を聴き取ったり、生活に寄り添ったり、異なる文化と交流したりすることを、ふれあい館は事業として取り組んでいる。それは「桜本だからできる」特殊なことなのだろうか。確かに、地域の人権と福祉の実現にむけた歴史の地層の厚さは、流動人口の多い川崎のほかの地域には見られないことかもしれない。しかし、地域の子どものや大人が抱える困難を聴き取り、そこに向けた事業をつくりだしている職員の動き方は、他の地域でも可能なことではないかと思われる。福祉と社会教育を架橋するような職員の問題意識と、

具体的に事業化していくための職員の力量形成という視点から、ふれあい館に学ぶことができるのではないかと考える。

(3) 考察

桜本地域は、在日コリアン・ベトナム・中国・ペルー・ブラジル・日本など、多様な国籍・文化の人々が住んでいる。そうした多文化のルーツを持つ子どもたちの多くは、家庭の経済状況や日本社会にある構造的な差別により、生きづらく、将来を見出しにくい状況に置かれている。ふれあい館はそうした子どもたちに向けた事業を数多く展開している。たとえば、桜本こども食堂・保育園・学童保育・小学生向け・中学生向け・定時制高校の居場所づくりなどである。

ふれあい館のこれらの事業は、子どもの年齢・障がいの有無・国籍などの要件で福祉の施策が縦割りになっていることに対して、地域の中ですべての子どもを受け止めるという、共生の思想に根差している。「誰もが力いっぱい生きられるために」という言葉が、その考え方を表現している。また、子どもが学校と違う顔を出せるということを大切に、親以外の地域の関係を豊かに作ろうとしている。これらのことは、子どもにとって地域に広がる横のネットワークとしてとらえることができるだろう。

またふれあい館の職員は、子どもの年齢や発達段階において途切れなく、地域で見守っているという意識でかかわっている。一人の子どもが、親以外の大人とこうした長いスパンでのかかわりを持てるということは、現代ではかなりまれなことではないだろうか。学校での教師―生徒の関係は大きな意味を持つかもしれないが、時間の限られた関係である。そう考えると、子どもの成長の時間軸にそくした、縦のネットワークによる見守りの貴重さ・重要さが見えてくる。

ふれあい館の職員の言葉から、このような縦横に細やかに広がる網目によって、子どもたちを受け止めようとする意識を学ぶことができた。ふれあい館の事業をすぐに他地域で実施しようすることは難しいかもしれないが、この考え方については、地域を超えて学ぶことができるのではないだろうか。

4 中学校夜間学級（夜間中学）の推進に向けて

—西中原中学校夜間学級の見学から—

(1) 沿革

中学校夜間学級は戦後の混乱期の中で生活困窮などの理由により、昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として開設された。川崎市では昭和 28（1953）年に川中島中学校と塚越中学校に開設されていたが、対象生徒の高齢化による減少等の理由からそれら 2 校は閉鎖し、昭和 57（1982）年に西中原中学校夜間学級が開設された。開設以来、ほぼ毎年卒業生を輩出し、これまでに 191 名の卒業生が巣立っている。社会の変化にともない、外国籍の生徒が増加し、本年度 5 月現在、在籍する生徒の国籍は、日本 5、フィリピン 6、中国 5、ネパール 6、韓国、マ

レーシア、台湾、スリランカ、タイそれぞれ1で計27名である。世代別では10代が12名、20代8名、30代～50代が各2名、80代が1名である。

(2) 入級条件

入級の条件については、①川崎市内に在住していること、②中学校就学年齢を超えた者で義務教育未修了の者、③就学に支障のない者、としていたが、神奈川県内の他地域からの入級希望の声の高まりから、平成26(2014)年度より①の条件を川崎市内に居住又は勤務する者に緩和した。さらに、平成27(2015)年7月の文部科学省通知「義務教育未修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方」に準じ、平成28(2016)年度より、②の条件を、中学校就学義務年齢を超えた者、③の条件を、中学校を卒業していない者、または既卒者で不登校等の相当の理由により学習する機会等がなかった者とし、④の条件を、就学に支障のない者と置き換えた。これにより、義務教育を卒業した者であっても、不登校等の理由で実質的に義務教育を十分に受けられていない者に対して、再度入学を認めることとした。

(3) 中学校夜間学級を取り巻く社会情勢

夜間学級は昭和30(1955)年頃には、80校を超えていたが、就学援助策の充実等社会情勢の変化に伴って減少し、平成28年度現在、8都府県25市区に31校が設置されている。

平成28(2016)年12月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、学齢期を経過した者であって小中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが示された。これを受けて、地方公共団体は・夜間中学を新たに設置すること・夜間中学を既に設置している場合は、受け入れる対象生徒の拡大を図ることなどに取り組むことが求められている。本市については既に設置されているので、個々のニーズを踏まえ、生徒の年齢、経験等の実情に応じた教育課程・指導上の工夫や不登校となっている学齢生徒の受け入れなどについても検討することが求められている。 (「夜間中学の設置・充実に向けて」平成29(2017)年4月 文部科学省)

(4) 教育課程等

ア 各教科について

- ・出身地、生い立ち、年齢に配慮して年間指導計画を立て、3年間で9教科の学習をし、主に知識・技能の定着を図る。状況に応じて習熟度別に指導も実施する。
- ・外国籍の生徒が多いため、特に1年生では日本語の学習の時間を多くとる。

しつじ しじょう			
パターン1		パターン2	
0校時	16:00～17:00	0校時	16:00～17:00
短学活	17:30～17:35	短学活	17:30～17:35
1校時	17:40～18:25	1校時	17:40～18:25
2校時	18:25～19:10	夕食	18:25～18:45
夕食	19:10～19:30	2校時	18:50～19:35
3校時	19:35～20:20	3校時	19:35～20:20
4校時	20:20～21:05	4校時	20:20～21:05
清掃／学活	21:05～21:15	清掃／学活	21:05～21:15
下校	21:15	下校	21:15

(週 10 時間程度以上)

- ・夏期休業は授業数確保のため 2 週間

イ 教科外について

- ・学活、道徳、総合的な学習の時間等も授業時間内に設定する。また、状況に応じて始業時間前に 0 時間目として日本語指導の時間を設定する。
- ・行事については、校外学習等の独自のものと、体育祭や文化祭等は合同のものがある。

ウ 教職員の配置

- ・校長、副校長、教頭各 1 名（兼務）、専任教諭 6 名、非常勤で養護兼事務 1 名、非常勤講師 3 名、兼務者 5 名、日本語指導協力者 2 名。生徒数に対する教職員の配置は通常の学校よりも手厚い。また、配置された教員は情熱をもって指導にあたっている。

(5) 考察

全国に 31 校しかない中学校夜間学級が川崎市にあることは、市民として誇らしいことである。それだけに、西中原中学校夜間学級を大切に守り発展させていきたいものである。

まず、今回の訪問で、現状の生徒の構成により、日本語が十分に理解できないことや文化や生活習慣の違いから、先生方の熱意だけでは解決できない困難な状況も少なくない、とお聞きした。0 時間目に日本語の補習を組み入れるなど教科外での工夫も必要になっているとのことだった。

川崎市では教育文化会館とすべての市民館で外国人市民等が日常生活に必要な日本語などを学ぶ識字学習活動を実施しており、生徒向けの日本語の基礎については、こうした事業との連携を図ることで、0 時間目の授業の負担が軽減され、高い専門性と情熱を持つ教員の方のリソースを、より学校教育に専念できる環境が整えられるように思う。また、同様に「多文化フェスタ」などの企画で、夜間中学に通う多様な出自の生徒の母国の文化を紹介する等の試みがあれば、生徒側の自国の文化への誇りと夜間中学の認知を高める双方の効果があるように感じられる。こうした社会教育と学校教育がつながることを通して、現状、日本全国に限られた数しか存在しない貴重な夜間中学がすでに川崎にあり、そこで多様な人たちが学んでいるということに、より積極的な意義を認められるようになるのではないだろうか。

次に、不登校等の理由から中学校での学び直しを希望する既卒入学希望者については、平成 28 年度より入学を認めているが、実際にはまだ在籍していない。市の施設等でのポスターを掲示や市政だよりを利用して夜間学級を広報しているが十分とは言えない状況である。不登校の子どもを抱える保護者の情報交換会を企画し、そこで広報していくことなども考えられる。また同時に、既卒入学希望者は外国籍の生徒と異なり、日本語指導には時間を割く必要がないので、別のカリキュラムで指導する必要もでてくるだろう。

学校教育の枠組みの中だけでは、日本の学校制度に沿うことが制度上必要であることは否めないが、一方で夜間中学の生徒が現状、外国籍が過半を占める中にあって、既卒入学希望者を受け入れていく方向付けが進めば、今後はこれまで以上に多様な生徒を受け入れていく形になることが想定される。これに対応するには教員配置の充実がまず必要であると考えるが、先に述べたような社会教育的アプローチを取り入れることで、夜間中学が、多様な文化を認め合い、

地域社会とのつながりのある「学ぶ場」になりうる可能性も感じる。

最後に、今回の聴き取りでは、パンと牛乳の補食給食が行えないか検討中とのことであった。中学校給食を今年度から全校実施しているところであり、手だてを探っていくことが重要であるとする。

5 こども文化センターの役割と社会教育との連携

—こども文化センター職員へのアンケートにもとづいて—

(1) こども文化センターの成り立ちと子どもグループのねらい

こども文化センターは昭和48年に児童福祉法第40条に基づき設立された。その後、平成8年には各中学校区に1か所設立され、現在58施設がある。

前回の社会教育委員会議の提言書の中で、川崎市における社会教育施設である市民館が本館としては7か所で、他市町村区と比較して圧倒的に数が少ないことから、きめの細かい社会教育を展開するには対象とする地域、人口が大きすぎることを指摘した。これを補完する施設として子どもグループでは、中学校区に1か所あるこども文化センターに注目し、その現状把握と可能性を検討するための一助としてアンケートを実施した。アンケートでは、利用者の内訳や行われている自主行事の内容、こども文化センター運営に従事するスタッフの数や、スタッフの側から考える「こども文化センターの役割」などの内容をうかがったが、全ての施設より回答を得ることができ、大変貴重なものとなった。

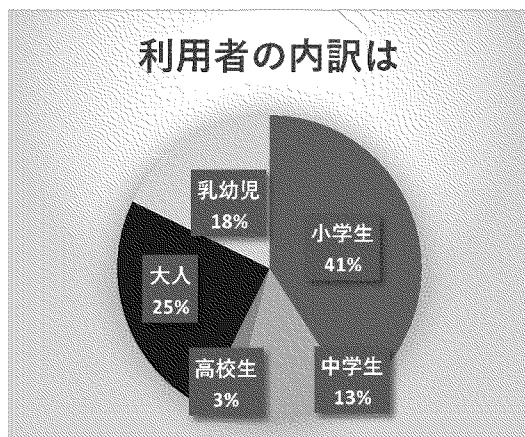
(2) アンケートの結果

設問1 こども文化センターの利用状況についてお尋ねします。

ア 月平均何人くらいの利用者がいますか。

平均2,281人（最大4,500人／最小60人）

イ 利用者の内訳は

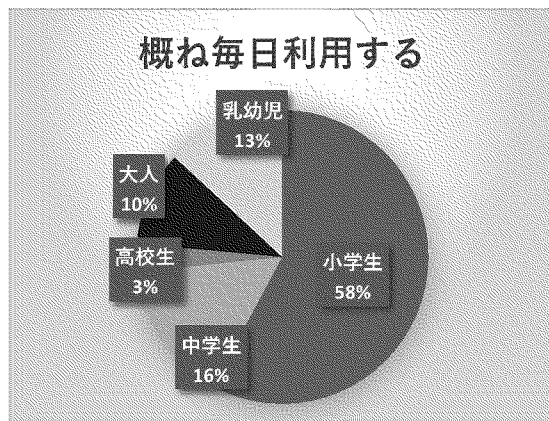


こども文化センターは0歳から18歳未満までの児童のほか、青少年の健全育成、市民活動に携わる地域の方を対象（川崎市ホームページから）として運営されているが、今回のアンケート結果を見ても大人の利用者は相応に多いことがうかがえる。

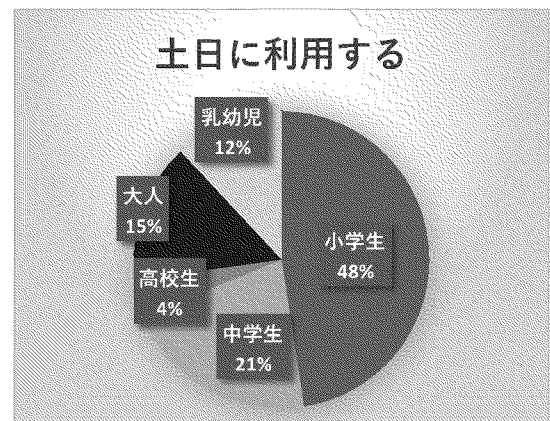
未就学児の利用に保護者の同伴が必要なためそれによる利用者も含まれるものの、子どもたちと地域の大人の利用者との交流やつながりの場としても期待できるのではないかと。

他館と比較して中高生の利用率が高い館もあった。

ウ 概ね毎日利用する

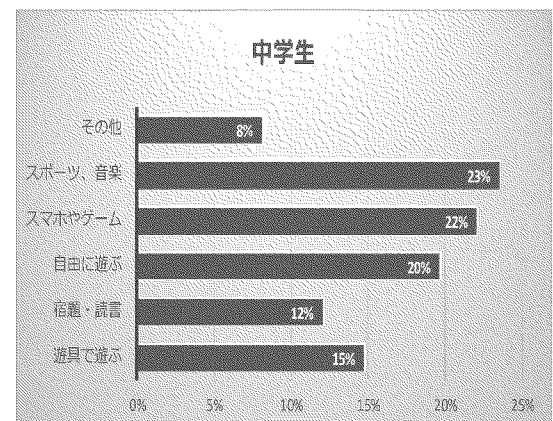
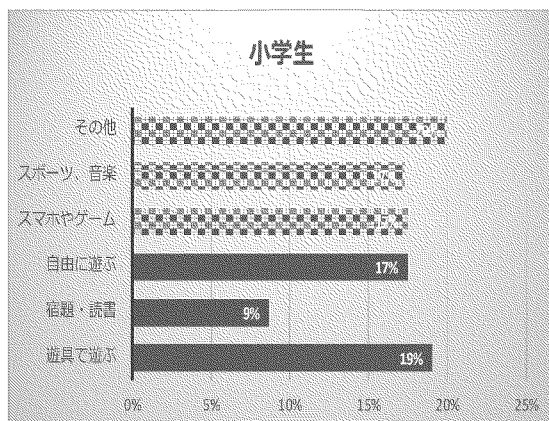


エ 土日に利用する



中高生は土日の利用率が高まる（平日 19%⇒土日 25%）ことが見て取れる。

設問2 一日の中で利用者の主な過ごし方についてお尋ねします。



全利用者層の過ごし方を伺ったが、ここでは特に小学生と中学生に焦点を当てて整理したい。小学生、中学生での過ごし方は少し異なっており、中学生は「スポーツや音楽」の比率が高めであった。これらを含めた行事などを企画することで中学生の利用者を増やしていくことが可能になるかもしれない。

設問3 こども文化センターの構成・運営協議会等についてお尋ねします。

ア 職員数

男性0～8人、女性1～36人の報告があり、58施設を平均すると、男性は3人、女性は9人となった。わくわくプラザとのスタッフを兼ねて報告されているケースもあると思われる、「職員数」の設問に対する回答はややブレがあるかもしれない。

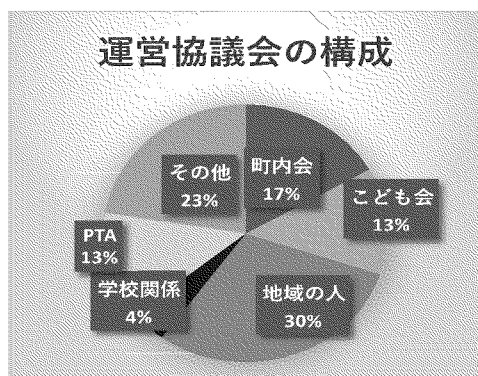
イ 職員の内訳

(平均は 58 施設の平均)

	男性		女性	
	回答	平均	回答	平均
正職員	0～7人	1人	1～8人	3人
非常勤	0～3人	0人	0～10人	1人
アルバイト	0～10人	2人	0～31人	9人

全て男性よりも女性が多い傾向にある。

ウ 運営協議会の構成



「地域の人」には「利用団体から」及び「青少年指導員」が含まれると思われる。

設問4 こども文化センターの特長的な事業を教えてください。

ア 事業の名称

餅つき、納涼祭などを代表的なものとして多くの事業がある。保育園児や高齢者など多世代交流を意図している事業も見受けられた。詳細は P29 の表参照

イ 参加人数の最大・最小・平均

	最大	最小	平均
小学生以下	932	5	159
中学生	162	0	19
高校生	45	0	5
大人	750	0	92

設問5 センターと運営協議会等で企画・実施するイベントについてお尋ねします。

ア 毎年実施・概略内容

こ文祭りは多くの館で開催している。餅つき、流しそうめん、サンマ祭りなど食をテーマにしたイベントもある。詳細は P29 の表参照

イ 参加人数の最大・最小・平均

	最大	最小	平均
小学生以下	8 3 6	1 2	2 7 0
中学生	2 0 0	0	2 3
高校生	8 0	0	7
大人	4 6 0	6	1 5 7

事業、イベントとも大人も多くの人に参加していることが見て取れる。未就学児には保護者の同伴が必要なため、子育て期の大人やシニア層の地域への参加の場になっているのではないかと推察される。

設問 6 市民館及び他の社会教育施設との連携はありますか。

市民館・図書館での広報活動の協力関係や、図書館からの団体貸し出し、廃棄図書寄贈などのほか、地域教育会議への参加等が報告された。詳細は P29 の表参照。

設問 7 こどもに関わる社会的課題、地域課題はますます増加していますが、そのことについて、今後、こども文化センターはどのような方向性（役割）を目指せばいいと思われますか。

「市民館の出前講座の会場」や「図書館の分館として」など、社会教育施設との関係の強化のほか、「学校・家庭とは違う人間関係を育む拠点として」などの意見が寄せられた。詳細は P29 の表参照。

設問 8 川崎市の貴重な施設である、こども文化センターといこいの家の有効利用について、ご意見が有れば聞かせてください。

イベントなどを通しての多世代交流にとどまらず、悩み相談などができる関係づくりなどの意見も寄せられた。一方で運営管理の違いや設備の不備など検討されるべき課題もあげられた。詳細は P29 の表参照

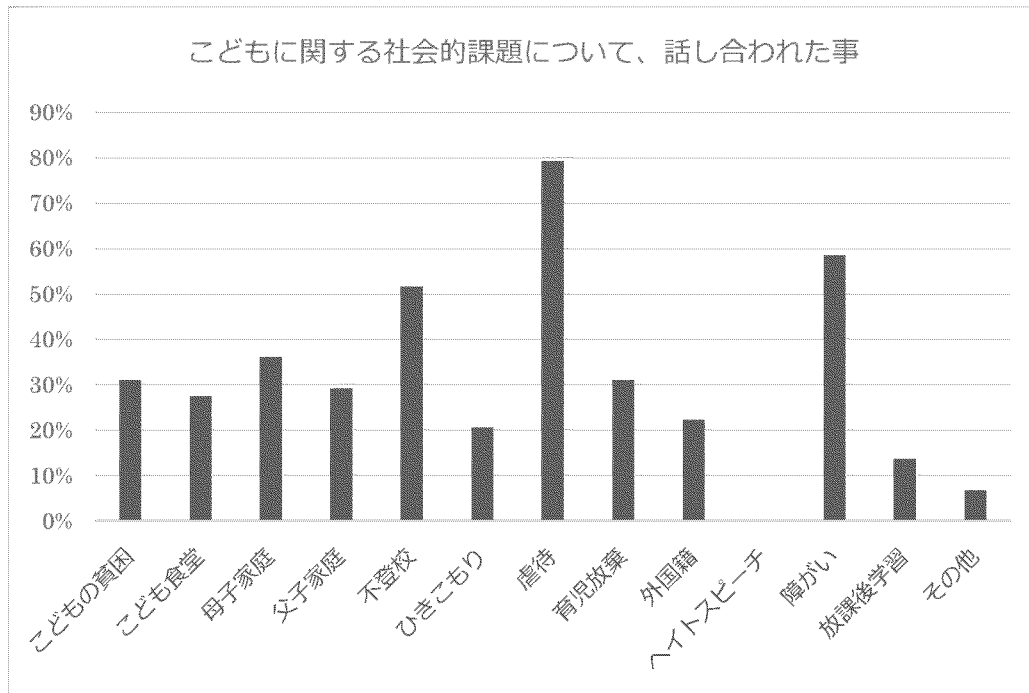
設問 9 「川崎市子どもの権利に関する条例」（以下「子どもの権利」）について、定期的に 館長・職員間で話し合いを設けていますか。

0 回～30 回まで館によって取り組みの幅があった。0 回といっても、定期でなく随時開催である場合や研修の参加と職員へのフィードバックによって代替している館などもある。

設問 10 「子どもの権利」について、運営協議会や地域関係者で話し合いを設けていますか。

0 回～3 回という回答を得た。

設問 11 子どもに関する社会的課題について話し合われたことをお尋ねします。(複数回答)



虐待については8割近くのこども文化センターで話し合われたことがあり、昨今の子どもや親の置かれた厳しい現状が垣間見えると思う。ついで障がいや不登校の問題など。

(3) アンケート結果分析

- ① それぞれのこども文化センター文が日常の業務のほかに、それぞれに工夫しながら行事や講座等を実施しており、けっこう忙しい。
- ② 中には運営協議会との共催や、保育園、小中学校との協力、町会との協力、子育て支援センターとの協力、地域と連携して行っている事業もあるが、それほど多くはない。
- ③ 他の社会教育施設との連携については、市民館や図書館との連携は少ない。
- ④ 老人いこいの家との連携はあまり行なわれていない。開館時間が違う、運営団体が違う等の壁がある。
- ⑤ 子どもの権利についての学習は、頻繁に行なわれている訳ではないが、職員間では認識が共有されていると考えている。
- ⑥ 社会的な事例への対応については虐待や障がいの子、シングル家庭の子、外国籍の子への対応。学校や児童相談所との連携を行なっているところもある。地域住民や民生委員がこども食堂を行なっているところもある。
- ⑦ 今後のこども文化センターの方向性については、多くのこども文化センターが、イ) それぞれの地域の中で、こども支援ネットワークの拠点として地域連携に努め、ロ) 子どもの遊びと体験、交流を通じて、学校や家庭とは違う人間関係の拠点、居場所として機能し、ハ) 地域住民が情報交換等、自由に気軽に利用できる多世代交流の場として機能していく事が望ましいと考えていることが伺えた。

- ⑧ そのためには、以下のような対応が必要であると考えていることが伺えた。

観点	必要なこと
機能	相談機能の充実／高齢者との交流／地域包括ケアとの連携／図書館との連携によるミニ図書館／不登校の受け皿
組織	職員のスキルアップ／コーディネーターの養成
施設	冷暖房の完備、合築、施設の拡大などの充実
その他	各館の情報共有／福祉との連携

- ⑨ 他の社会教育施設との連携については、市民館の出張講座、講師派遣、図書館との連携によるミニ図書館などがある
- ⑩ 課題として考えられることは、イ) 職員が忙しすぎる、ロ) アルバイト職員が多く専門職員がいない、育てられない、ハ) 人件費が限られている、二) 冷暖房がない等、老朽化していたり、施設や設備に問題がある、ホ) 老人いこいの家とは運営管理や開館時間が異なり、連携しにくい等である。

(4) 考察

川崎市内に 58 館あり、中学校区に一つという立地を考えると、正に地域に密着した子ども、子育ての重要な施設であるにも関わらず、各館における利用者の差、年齢による利用頻度の差があることがうかがえた。また、運営を支える職員の意識は高いことに希望がみえるものの、その数は十分ではなく、専門性を持った正職員も足りていないこと、空調など施設の古さからくる問題、老人いこいの家と併設の施設でも多世代が交流できる機会は開館時間のずれや運営主体の違いなどの課題があり連携がしにくい点などが確認された。

しかし、今回の研究を通して、地域での社会教育と福祉の連携がますます必要とされることが明確になっており、子育て家庭の孤立、虐待の増加、こどもの貧困の問題等、喫緊の社会状況を考えるとき、現状の設備とそのあり方をとらえなおして、まずできるところから始めていくことが重要であると考えます。

具体的方法としてはたとえば、次のような事が考えられる。

- ① こども文化センター、運営協議会、市民館が連携し、子どもの権利についての学習機会を設け、地域住民、民生委員、子ども会関係者、子育て支援センター関係者、そのほか子どもに関わる人たちに呼びかけ、連続した学習講座を実施する。またその際には保育付きとし、子育て中の保護者も参加できるようにする。
- ② 連続学習の中から、地域でのネットワーク、ワーキンググループを産み出す。
- ③ ネットワーク、ワーキンググループの中から、地域でのコーディネーターを育成する。
- ④ コーディネーターを中心としたネットワークの活動拠点として、こども文化センターの活用を考える。
- ⑤ ワーキンググループはこども文化センター、運営協議会、地域協力者、地域包括と連携した事業、行事を実施する。

例) 多世代交流、こども食堂、学習支援、図書館との連携によるミニ図書館、文化や芸術の伝達、こども文化センターの庭や近隣の公園を使った外遊び、相談機会、不登

校対応、実施ののための寄付を募る、など

つまり、限られたこども文化センターの職員が企画運営を含めたすべてを行なうのではなく、地域住民が主体となり、こども文化センターを拠点として、新たなネットワークやその運営を担うコーディネーターを育成し、子どもの権利を守る為の活動を行なう形にしていくこと。

また、部活動や塾に行かない中高生にとって、家庭、学校以外の第3の場所としての居場所づくりを意図して進めていくことも検討に値する。特にこの世代にとって魅力のある音楽演奏や運動のできる場を、それが可能な数館からでも整えていくこと。

今、問われているのは、そこに住む大人たち（の意識）ではないだろうか。子どもたちが夢や安心、希望を持って暮らせるように、また、孤立している子どもや家庭を地域に繋げていく為にも、地域に住む大人たちが中心となっていく必要がある。「子どもは地域社会のパスポート」と言われるが、今回のアンケートを通して確認できたように、こども文化センターではすでに親子で楽しめる多くの事業・イベントが開催されており、子育て期の大人はそうしたイベントに子どもと一緒に参加することで、地域でともに暮らし、ともに遊ぶことの魅力を改めて感じられるはずである。この経験の広がりや積み重ねを通して、大人が地域社会の活性化の主体となりえるのではないか。その活動の拠点として地域に根ざしたこども文化センターの可能性とその活用について今後も検討を進めていきたいと考える。

アンケート4～11のまとめ

項 目	内 容
4 特長的な事業	・縁日（4）、ハロウィン（4）、納涼祭（5）、餅つき（6）、クッキング（5）、ミックスジュース（1） ・工作教室（3）、囲碁・将棋（3）、陶芸教室（2）、茶道・華道（3）、芸術祭（1）、 ・コンサート（3）、映画会（3）、キャンプ（3）、保育園と交流（2）、高齢者と交流（3）、中学生・親子触れ合い（4） ・大掃除（2）、クリーン作戦（2）、エコクラブ（1）、五反田川清掃（1）、ファームクラブ（1）、菜園、農業（2）
5 運営協議会との共催事業	・子文祭（25）、夏祭り（6）、子ども縁日（3）、親子触れ合い祭り（3） ・餅つき大会（18）、流しそうめん（6）、サンマ祭り（2） ・ドッジボール大会（1）、卓球大会（4）、ゲームラリー（3）、コンサート（1） ・子ども座禅会（1）、大掃除（11）、ハロウィン（3）
6 他の社会教育施設連携について	・地域包括支援センター、区役所（講師派遣）、みまもり支援センター（親子広場、広報）、子育て支援センター（手つなぎまつり） ・地域教育会議（会議参加、手つなぎまつり）、総合教育センター、教育委員会、かわさき宙と緑の科学館（行事）、岡本太郎美術館（行事）、社会福祉協議会（交流） ・いこいの家（さつまいもパーティ、絵手紙交流、敬老の日プレゼント、お茶会、読み聞かせ、紙芝居、大正琴コンサート、石けんデコパージュ、合同卓球大会、ふれあいまつり、スタンプラリー、公園植花、こども会議ハンドベルコンサート、乙女文楽公演合同避難訓練）、保育園（人形劇共催、手つなぎまつり、親子広場） ・市民館（広報、カフェ、手つなぎまつり、合同事業舞台鑑賞、子育てフェスタブース参加）、中学校（交流イベント、乳幼児親子と中学生の交流事業、コンサート）、高校（ダンス教室、卓球大会、コンサート参加）、大学（実験教室）、図書館（図書ボランティア読み聞かせ、団体貸し出し利用3ヶ月ごとに200冊、廃棄図書寄贈、広報）
7 今後のこども文化センターの方向性について	・子ども支援ネットワークの拠点として、ソフト・ハードの充実して地域の連携に努める ・市民館事業の出前講座の会場として活用 ・地域に職員の派遣や行事の共催により、子ども会やPTA役員のなり手不足、同様事業の重複の解消に協力できる。 ・子どもの遊びと体験、交流を通じて学校・家庭と違う人間関係を育む拠点（職員が事務的業務に追われ、こどもと触れ合う時間が取れない。夜間9時まで開館、時間給のアルバイトが対応。正規職員の増員が必要。） ・子ども市民育成や異年齢交流を図るためのコーディネーターの養成 ・様々な子どもたちへの相談対応できるよう、ソフト面での環境を整え子どものサインに対応 ・不登校の受け皿 ・地域住民の情報交換の場所として、何時でも誰でも気軽に利用できる場所に ・登録制を導入、施設利用や貸し出しの簡素化、利便性を高める。 ・図書館との連携で分館的な役割を担う。
8 こども文化センター・いこいの家有効利用	・体験や物造りを通じて高齢者との交流を図る。 ・合同イベントで顔見知りになり、悩み相談や犯罪防止になることを目的とする。 ・七夕祭り、折り紙、交通安全教室、囲碁・将棋教室、子ども祭等を通じて多世代交流を図る。 ・いこいの家は郷土資料館的な役割を検討する。 ・合築で施設を拡大し、地域包括ケア等と連携し、地域に誇れる交流拠点として充実を図る。 ・運営管理の違いや職員のスキル問題で連携が進まない。 ・こども文化センターの中には集会室に冷暖房設備がないところもある。設備の充実を。 ・年齢規定をなくす
11 社会的な事例の対応について	・多くの子文で子どもの虐待（46）や障がい（34）を持つ子どもに接している。 ・その他にも母子家庭（22）、父子家庭（18）、子ども食堂（1 民生委員等と協力）、外国籍（11）等の子供の利用も見受けられる。 ・対応としては、児童相談所・学校・区役所と情報を共有し、声掛け等を行うと共に見守りをしている。 ・毎週1回ケースカンファレンスを実施 ・職員を研修に参加させ、スキルを高め、学校や児童相談所に相談している。 ・食生活の危機に対応（月1回カレーDE交流会）、年4回クッキングで自ら調理し学ぶ機会を実施

6 地域で学ぶ、多世代をつなぐ

川崎市では、子どもの健全な育成を目指して、継続的に行政・市民参加の様々な団体や組織が活動している。更に、国の動向として平成 26（2014）年 1 月に定められた「こどもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年 8 月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が定められた。国の 4 つの内容は「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」である。本市の事務事業も細かな内容が決められその担当は、「こども未来局」や「健康福祉局」が担っている。（資料①「川崎市子ども・若者生活調査」分析結果報告書 概要）

しかし、この法律以前から本市では、行政からの委託団体等【民生児童委員、青少年指導委員、地域教育会議等】と任意団体【町会、子ども会、スポーツ団体、文化団体、NPO 等】が子どもに関わる活動を継続してきた。昨今の時代のニーズにより、「地域の寺子屋事業」も活発に行われるようになった。そうした行政及びその委託団体等の中から、「子ども会活動」と、「地域教育会議」「地域の寺子屋事業」の活動実態から見える、子どもの成長を支えるあり方と行政の新しい取組とその課題について述べる。

（1）子ども会活動について

川崎市の子ども会は、昭和 27（1952）年戦後の混乱した社会の中で、社会的弱者である子どもにシワ寄せがいかないように、また、将来の夢を持って生活できる場を提供するために、町会内の組織として立ち上がり、主に地域のお祭りやスポーツ、伝統文化行事や遊びを通して子どもが健全に育成するための活動を担っており、具体的には野球大会（67 回）、羽根つき大会（67 回）、作品展（書道・絵画）（52 回）、夏季中の八ヶ岳少年自然の家宿泊研修（2 泊 3 日）、多摩川美化活動、各種の義援活動、全国及び政令都市間での交流活動（ジュニアリーダー・シニアリーダー）を行っている。近年は時代の要請に応える形で、防犯パトロール・登下校時の見守り活動や学習支援等も取り入れて活動している。

子ども会活動の目的は、異年齢集団の中での活動を通じて集団社会のルールを学び、年長者は年少者を思いやり、年少者は年長者に尊敬し、大人はそれをサイドで見守り必要に応じてアドバイスすることである。対象は、幼児・小・中・高（ジュニアリーダー）、18 歳～28 歳（シニアリーダー）、育成者・指導者とし、生涯を通じて活動できるシステムになっている。

課題としては、少子高齢化や社会生活及び価値観の多様化と子どもの高学歴化、多忙化、さらには大人のボランティアに対する意識の希薄化等の原因により、子ども会への加入者数が減少していることである。

（2）川崎市地域教育会議

誕生は 1980 年代、校内暴力で荒れる学校や少年事件が多発し、川崎でも深刻な事件が起き、教育の危機が叫ばれた。そこで川崎市では、市内の全小学校を会場に教育集会を開催した。242 か所、参加者述べ 4 万人から出された 6500 件の意見をもとに、地域からの教育改革をめざして「地域教育会議」が誕生した。平成 2（1990）年に 3 中学校で施行が始まった。

設立以来、徹底した「ボトムアップ」方式で進められ、委員は、子どもに関わる機関や団体

(学校長・市民館長・こども文化センター長・PTA・町内会・民生委員・青少年指導員・社会福祉協議会・子ども会等)と住民委員がネットワークを活かして活動している。組織は、各中学校区(地区の小学校を含む)地域教育会議と行政区地域教育会議が設置されているが、上下関係はない。

主な活動は、「教育を語るつどい」「子ども会議」の開催や、地域からの教育改革を目指すこの会の重要な活動として学校や行政への提言を行っていくことが挙げられる。

原則は、徹底した「非営利」「非宗教」「非政治」そして「非中傷・誹謗」で進めている。

課題としては、設立20年を迎え、委員の高齢化が進み世代交代が急がれることがある。

そうした中、次年度から「かわさき家庭と地域の日」が始まる。学校教育法施行令の一部が改正され「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り開く子どもを育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」を目指して、大人と子どもが触れあいながら充実した時間を過ごすことができるように、家庭や地域における体験的で多様な学習活動を図るための休日が設けられるようになった。

「かわさき家庭と地域の日」は、地域教育会議だけでなくPTAや子ども会、町内会自治会、市民館等多様な連携で取り組むことが期待されている。すでに、「手つなぎまつり」「あったかまつり」「ふれあい音楽祭」等々各地域で工夫しながら進めてきたところに加えて、新たな取組を求められている。地域教育会議等の努力を待つ前に、まず関係機関・団体が一堂に会して話し合える場を、教育委員会主催で実施することを望む。

(3) 地域の寺子屋事業について

平成30(2018)年3月現在市内で38か所の小学校や一部中学校に開設されている。運営主体は地域教育会議・NPO団体・実行委員会形式など様々である。場所は各学校内で、週に1回を学習支援、月に1回(土曜日等)を体験学習として実施している。どこも子どもたちの参加が多く、ほとんどが2グループに分けて参加できる日を制限して対応しているような状況が見られる。特に体験学習は地域で活躍している現役の職業人やリタイアした人から話を聞いたり、指導が受けられる工夫がある。場所も体育館や農家の畑などでも開催し、大人も一緒に参加している例が多く見られる。

地域の寺子屋事業の目的は、「学習の習慣を身につける」ことを一義としている。例えば、まず宿題をやり、時間があればプリント学習をやる。さらに紙芝居や手品やお話などもある。子どもたちにとっては、地域の大人と知り合いになる機会ともなり、「寺子屋先生だ」と道で地域の方に駆け寄る子どもも増えていることからもうかがえる。

多世代交流の場の一つとして、寺子屋活動は良い影響を広めている。また、体験学習で得られる、プロの職業人の真髄に触れる機会は将来に向けた貴重な経験となる。

課題としては、運営が必ずしも地域に拠点を置く団体ではない場合、寺子屋先生と日常的に地域で出会う機会が作りづらいことや、グループ分けしているため学習支援に参加できるのは月2回という混雑ぶりも多発しており、ニーズに応えきれていない状況である。原因の一つとして、コーディネーターや寺子屋先生の不足が考えられ、市民館等で「養成講座」が実施されているが、改善されていない。

(4) 行政の新しい取組について

平成 27 (2015) 年 12 月の中央教育審議会答申(新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について)を受け、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を全国的に推進するため、社会教育法を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備。これにより幅広い地域住民等の協力を得て、社会総がかりでの教育を実現し、地域の活性化を図っていくこととしている。

既に、「学校運営協議会」や「学校教育推進会議」があり「地域教育会議」がある中で、さらに予定の委員が重複することが懸念される。

社会教育法の改正は、《地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創世する》ことが目的と謳い、幅広い地域住民等の協力を得て、社会総がかりでの教育を実現し、地域を活性化させるとなっている。

—考察—

子どもグループが取り組んでいる子どもの貧困問題は、「安心して生きる権利」「自分を守り守られる権利」(川崎市子どもの権利に関する条例より抜粋)を阻害されている子どもの現実こそ、社会総がかりで対処していくべき課題と考える。

しかし、社会総がかりとは何であろうか。もちろん、一つの色以外を否とする全体主義の思想であってはならない。様々な色を様々な特色としてありのままに受け入れることが前提でなければならない。

今回の見学や調査で分かったことは、川崎市には多様な支援政策があることだ。ただ、それが「貧困は自己責任」という一部の思いによって当事者の心の負担になっている場合もあり、社会全体の考え方を変えることが大事である。これは社会教育の責任として進める必要がある。

支援を必要とする人たちが利用しにくい現実を、社会教育としては、「支援」という言葉を「利用」という言葉に言い換えて、社会通念を変えることから始めてはどうか。

子どもが安心して生き、自分の意思で決め、そして必要な支援が受けられるようになるには、このような「子ども会」「地域教育会議」「地域の寺子屋事業」や、地域の団体や個人が行っている「居場所づくり」「学習支援」「見守り」活動が非常に重要であり、これらの活動を行っている主体と教育委員会やこども未来局、健康福祉局や警察を含めた関係者との連携が不可欠であると考え。部局や団体の枠を超えて川崎の子どもたちのために、『一堂に会し話し合い確認し共有』し向き合うことが、課題解決の糸口になる一歩と考える。

我々が考える社会総がかりとは、こういうことである。

また、親の貧困を子どもに及ぼす影響を減少させる根本的な解決策は教育の完全無償化も有力な候補である。

7 まとめと課題

子どもグループでは、施設見学とアンケートなどをもとに全員で検討し考察を進めてきた。

- 1 さくら乳児院の見学から、最近の傾向として、母親の精神疾患、14～18歳という母親の低年齢化、シングルマザー、子どもの前でのDV、ネグレクトがあることがわかった。また、さくら児童家庭支援センターの見学から、「赤ちゃんにも権利があり、それを守るのはおとなしかいないということを、広く知らせてほしい」という、社会教育への期待が寄せられた。それは、親になる人たちに一方的に「啓発」するだけでは、実現は難しいのではないだろうか。望まない子を産んでしまうことに追い込まれた状況を受け止めるネットワーク、子育てが困難な人たちがこうした施設にたどり着けるようなネットワークづくりなどが、地域をつなぐ社会教育の役割として展望できるのではないだろうか。
- 2 桜本こども食堂を支える人たちには、学校・地域・こども食堂などそれぞれの場で子どもが違う顔ができることを大切にする意識、また、教育・福祉とタテ割りになりがちな行政の対応に対して地域を丸ごと支えようとする意識があった。そしてふれあい館の事業は、乳幼児から高校生まで子どもの成長発達を長い目で見つめる親以外のおとなのかかわりの重要性、つねに子どもの背後にいる保護者を支え、多様な文化的ルーツを尊重しようとする意識を読み取ることができる。「共に生きるための社会教育施設」ということの意味は、地域をこうした目で見える職員の意識に支えられている。
- 3 西中原中学校夜間学級では、長い歴史の中でそれぞれの時代に必要とされる役割を果たしてきた。現在では、アジアを中心とした国籍の生徒、日本人の生徒の、多様なニーズに合わせたカリキュラムや指導法に取り組んでいた。生徒たちは仕事と夜間中学で忙しいと思われるが、何か方法を工夫して社会教育における教育文化会館や市民館が行う識字学級・日本語教室との連携ができると、外国人にとっても地域住民にとっても、さらに多文化共生の可能性が広がるのではないだろうか。
- 4 こども文化センター職員へのアンケート結果からは、職員の多忙の中からも市民館との連携について、①市民館の出張講座、②講師派遣、③図書館との連携によるミニ図書館、などの可能性が指摘された。また社会教育委員の考察からは、こども文化センターにおいて、子どもの権利についての学習会、地域の子育てネットワークの活動拠点などの役割が期待された。地域住民、こども文化センター職員、市民館職員が協働できる可能性は広がっているのではないだろうか。
- 5 子ども会活動の課題として、子どもと保護者の参加が減少していることが指摘された。プライバシーが強調されすぎて子どもが家庭の中に囲い込まれてしまうことも心配される。共働き世帯が増えている現状に合わせた活動の工夫などにより、子ども会への参加を増やしていくことが望まれる。また、川崎の特徴的な事業である「地域の寺子屋事業」は、学習支援だけでなく、子どもが親以外の地域のおとなと出会う重要な機会となっている。

以上のように、「子どもの貧困」や「子育ての困難」について、社会教育が果たすことができる、あるいは期待される役割は大きい。今回注目した施設・団体は、専門性が高かったり、活動の歴史が長かったりして、社会的にも高く評価されている。そのために「あそこは特別な施設だから」「あの地域は長い活動の歴史があるから」と特別視してしまうのでは、その活動の意義を学ぶことができない。どの施設においても、地域の人々が出会い、活動を共にし、お互いの価値観を尊重しあうという、社会教育的な人々のつながりのあり方を必要としており、さまざまな形で実践している。一方、市民館はこれまでも現代的な課題に踏み込んだ講座を実施し、新しい人々のつながりを作ってきた実践がある。「子どもの貧困」や「子育ての困難」にむけて市民館が果たしていく役割と、こども文化センターとの協働の可能性について、私たち社会教育委員もこれからともに考えていきたい。

8 提言

- 1 赤ちゃんにも、人権があることを広く啓発していくとともに、孤立した親や家庭を支援する、地域ネットワークを早急に立ち上げる。
- 2 先生・親だけでない、地域の人とつながる場を増やす取組みをするとともに、できることから始める。
- 3 外国籍学生の日本語・識字を取得するために市民館等社会教育施設の出張学級も検討するとともに、整備する。
- 4 川崎市の貴重な地域の居場所として、こども文化センターと老人いこいの家との連携、市民館の出張講座などの協働事業と、地域住民がより積極的な活用と関わりを行う。
- 5 必要とする人に届けるために、関係者が一堂に会し情報を共有し発信していく為に部局を超え、子どもの人権・貧困に目と手と足と頭を使って支援の輪を広げる。

ー参考資料ー

ー使用した資料として「川崎市子ども・若者生活調査」分析報告書（平成 29（2018）年 8 月）や、「かわさき教育プラン」「地域学校協働活動の推進に関する社会教育法の改正について」「川崎市子どもの権利に関する条例」等ー

IV おわりに

今期の課題を検討していく最中に、ヘイトスピーチが川崎区桜本地区に向けて行なわれたことから、この人権の根幹に係る重要問題に対して社会教育の立場から検討を加え、市民の人権学習のあり方についての研究協議を進めようとした。

それとともに、前期の協議課題であった『地域をつなぐ拠点としての社会教育施設を求めて－市民館、図書館のあり方を中心に－』において、大都会の川崎市において、子ども・若者の居場所をどう作っていくかという課題を積み残していたこともあり、それとの関連で、身近な生活空間における社会教育関連施設の検討をもう一つの研究協議題として立ち上げた。そうした課題意識の背景には、平成 27（2015）年 2 月に川崎市内の多摩川河川敷で起きた中学生殺害事件があった。地域に暮らす子どもたちだけでなく、その親たちも含め、社会的な孤立、貧困、といった根深い課題に向き合うとき、社会教育は地域につながりを創り、協働の営みを広げていくための拠り所を創造していく課題を受け持つことである。

大都市・川崎の発展の一方で、差別・貧困の問題が社会生活の中にむき出しになって、人権が脅かされ、なかでも子どもの人権は大きな問題として横たわっている。それに向き合う社会教育の課題は、人権学習の推進と地域の人々の相互理解をすすめる学びと交流を創り出すことにある。それが川崎市の社会教育の基本的課題と考えている。このように課題を設定すると、川崎市の社会教育やそれとの関連において、差別・人権にかかわる学習活動や、多文化共生に向けた社会教育活動の蓄積を見出すことができる。それらをあらためて確認しあうとともに、そうした実践をさらに一層充実発展させていくための取り組みや、またその条件について提起することにしたのである。

すなわち、川崎市の社会教育が取り組むべき課題は、伝統ある川崎市の社会教育の歴史を継承・発展させていくために、もう一度、私たちの足元を見つめる作業になっていった。それがこの報告書の全体でもある。

特に、社会教育の推進に大きな役割をもつ市民館、ふれあい館、こども文化センターに着目している。そうした施設の持ち味を発揮して、単に子ども世代だけではなく、すべての市民が「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送る」（「かわさき教育プラン」の基本理念）ことをめざす、そういう社会教育を創造していくことである。そのためには、これら社会教育施設、またその関連施設は、相互に交流・連携を図り、孤立する地域社会に立ち向かう実践が求められているのである。

すべての世代・境遇・性別・所属のそれぞれにあまねく人権があり、それが保障されるべきであり、それによって、はじめて、人間として、生き生きと生きることにつながる、そういう権利が実感できるよう、社会教育の果たすべき役割を探求することになった。若い世代が少なくないなかで、子どもが育つ地域社会をめざして、こども文化センターという地域拠点を創造し、そこでの豊かな子育て文化を形成してきた歴史を持っている。したがって、私たちのこの二年間の研究作業は、そういう先進性の伝統を持ちながら、今日、それらがどのように継承され、持続した取り組みになりえているのか、その困難な壁は何かを探る過程になっていったともいえる。

川崎市の豊かな社会教育の伝統を継承・発展していく上で、今日、じつは大きなカベが横たわっていることに気づくことになった。その第一は、社会教育との接点をしっかり持ち続けていた子育て、多文化共生、差別・人権、地域文化、地域自治、国際理解などじつにさまざまな分野が、個別の専門行政分野を獲得し、その結果、行政の中のいわゆる「タテワリ」がこの巨大都市・川崎市の行政を大きく特徴づけて、その結果、それぞれの固有性を引き合いに、共通する課題への接近が容易ならざる事態へ傾斜しているように思われる。「社会教育」「生涯学習」の課題へという一致点にたどり着き、社会教育行政課題としてのアイデンティティを獲得できないでいる。私たちは私たち社会教育の課題へと踏み込みながら、それが他分野との連携・協働を必然とする事態に、立ち止まっている。そこを乗り越えていくことなしに、市民生活の厳しい現実に向き合うことは容易ではない。たとえば、子どもの権利が守られていない現状は、学校教育行政、子ども行政、福祉行政そして、自治行政や社会教育行政の連携が問われていく。貧困に関連することも同様である。

もう一つの課題は、人口が密集し、大規模開発が進行する行政区にわずか一つの市民館という社会教育施設の体制にかかわる問題である。今期、課題として取り上げた差別・人権、子どもの貧困に立ち向かううえで、社会教育の固有の課題を絞り込むならば、市民の地域参加を促し、地域のつながりを創り出していくきめ細かい社会教育の活動を創り出していくことであろう。それには、現行の市民館の体制だけでは、容易なことではない。このことは前期、社会教育委員の会議の報告書においても指摘したことであった。

そこで提起していた社会教育委員の会議としての提起は、身近な生活空間に広がることも文化センターなどの地域文化・学習施設と市民館との連携を推進していくことであった。この提起の背景には、身近なところへの子ども・若者の「居場所」への期待であり、そこから地域的なつながりを創り出していく地域協働の可能性の追求であった。そのことがあの痛ましい中学生たちの事件に真摯に向き合った一つの結論ではなかったかと思われる。

私たちが取り上げた差別・人権にかかわる活動や、子どもの人権や貧困にかかわる話題は、特別なことではない。小さな日常の中にある課題を掘り下げていくと、そういう問題に向き合う必要が出てきたからにほかならない。

地域の社会教育活動は、その基本において、地域の人々が出会い、活動を共にし、お互いの価値観を尊重しあうという営みを創り出していくことである。そのために、市民館がこれまで見上げてきた実績を継承していくとともに、さらに、これからは、きめ細かい取り組みを創出していくために、こども文化センターとの協働の可能性について考えていきたい。

別表 1

年	事項
1972〔昭和 47〕年	国民健康保険の適用
1975〔昭和 50〕年	市営住宅入居資格の国籍条項撤廃 児童手当支給開始
1985〔昭和 60〕年	指紋押捺拒否者告発せず発言 伊藤川崎市長
1986〔昭和 61〕年	川崎市在日外国人教育基本方針―主として在日韓国・朝鮮人教育の制定
1988〔昭和 63〕年	川崎市ふれあい館開設
1989〔平成元〕年	川崎市国際交流協会設立
1993〔平成 5〕年	川崎市外国籍市民意識実態調査 指導要録の全面開示
1994〔平成 6〕年	外国人高齢者、心身障害者福祉手当支給開始
1996〔平成 8〕年	市職員採用国籍条項撤廃 外国人市民代表者会議の設置 市立看護短期大学外国人の受験を認める
1998〔平成 10〕年	川崎市外国人教育基本方針：多文化共生の社会をめざしての制定
2000〔平成 12〕年	川崎市人権施策推進指針の策定
2005〔平成 17〕年	川崎市多文化共生社会推進指針の策定
2007〔平成 19〕年	川崎市人権施策推進基本計画の策定
2014〔平成 26〕年	川崎市外国人市民意識実態調査
2015〔平成 27〕年	川崎市国際施策推進プランの策定
2017〔平成 29〕年	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン策定

別表 2

市民館 年度	1985～1994 〔昭和 60～平成 6〕年度
教育文化会館	いじめ 子どもの人権 在日への排他性 ふれあい教育 在日の生徒 在日の生と文学 日朝友好と暗転の歴史 慰安婦問題 人権教育 工場の中の在日韓国・朝鮮人 外国人から見た日本の人権感覚 世界人権宣言
ふれあい館	基本的人権 部落差別 韓国・朝鮮人差別 アイヌ民族差別 沖縄差別 障害者差別 外国人労働者差別 平和と人権 戦争と女性 朝鮮人 BC 級戦犯 慰安婦 川崎の強制連行 在日韓国・朝鮮人多住地域の実践(京都) 人権施策 法的地位 海外で生活する朝鮮民族 多民族共生社会 仕事・働く在日韓国・朝鮮人 映像の中の韓国・朝鮮人
幸市民館	日朝関係 韓国・朝鮮文化 在日韓国・朝鮮人の社会環境 日韓近現代史 学校生活と民族 指紋押捺制度 国際結婚 在日二世 アジアの女性と人権 同和問題 定住外国人 男女差別 外国人労働者差別 障害者差別 平和国家と人権
中原市民館	戦争と人権 在日韓国・朝鮮人 出稼ぎ外国人 ベトナム難民 子どもの人権 同和問題 マスコミと人権 子どもの権利条約 社会的弱者 神奈川県の人権活動 夜間中学での中国帰国者言葉による差別 身近な権利行使 平和と人権
高津市民館	識字学級 国際化における在日外国人 南アジアの貧困問題 基本的人権 子どもの権利条約 日本国憲法と在日外国人 平和と人権 高齢者 障害者 環境権・生存権 在日コリアンとニューカマー 在日アジア人 アイヌ問題 自慢料理
宮前市民館	日朝関係 日本の朝鮮観 朝鮮文化 在日韓国・朝鮮人の生活と人権 差別意識と差別の実態 法的地位の変遷 指紋押捺 帰化と民族 就職差別 人権の国際的保障 子どもの権利条約 青年 家族 女と男
多摩市民館	人権とは何か 在日韓国・朝鮮人問題と人権 共に生きる市民社会 韓国・朝鮮の生活と文化 識字学級 同和問題 差別とは何か 子どもの人権 女性の人権 障害者の人権 日系移民 外国人労働者 平和と人権 アジアの日本 慰安婦問題
麻生市民館	食の問題・外国人の人権と日本人 外国人が見た日本人の人権意識 インドシナ難民の子ども 在日韓国・朝鮮人の人権 アジアと日本 戦争とサハリン残留朝鮮人

市民館 年度	1995～2004 〔平成 7～16〕年度
教育文化会館	公害・環境権 世界人権宣言 高齢者差別 日本社会で生きる在日韓国・朝鮮人 私たちの人権宣言 川崎のホームレス問題 沖縄から見える日本の姿 介護者の人権 子どもの権利条例 情報社会と市民 弱者いじめ 野宿生活者 生活支援
ふれあい館	多文化共生教育 人種差別撤廃条約 在日コリアン問題 日本のなかの外国人 外国人市民の声 多民族共生社会(カナダ、スウェーデン) 日韓交流 川崎市と富川市 コリアなお仕事 在日コリアンの生き様 在日外国人の子どもたちの教育権 定住外国人と参政権 指紋押捺拒否 外国人市民施策 人権教育 企業と人権 在日「映像の世界」
幸市民館	学校でのいじめ 障害者差別 在日韓国・朝鮮人差別 自然への差別・環境破壊 子どもの人権 川崎市外国人市民代表者会議 ホームレス 多文化共生 軍需産業と在日韓国・朝鮮人集住 高齢者の人権 オールドカマーとニューカマー アイヌ文化
中原市民館	慰安婦問題 在日韓国・朝鮮人の人権 ベトナム・沖縄・川崎 子どもの人権 高齢者 学校における平和・人権の取り組み 職場における人権 消費者の人権 いまの人権 これからの人権 在日外国人の実状 被疑者の人権 障害児・者の人権 平和と人権
高津市民館	南米出稼ぎ移民 国際化と人権 沖縄とアイヌ 雑居のまち 世界の人権 川崎市外国人市民代表者会議 子ども会議 男児共同参画 高齢化 精神障害者 グローバル社会 子どもの権利 コリア交流 性による差別 職業による差別 メディアは正しいか
宮前市民館	子どもの権利条約 女と男 同和問題 高齢者 沖縄 路地裏の人権 差別のない平和社会 障害者 同性愛 性の商品化 夫婦 親子 被害者と加害者の人権 子どもの人権 男女平等かわさき条例 個人情報 多様な文化 日本女性 アジアのこころ(コリア・中国)
多摩市民館	中国侵略 従軍慰安婦 沖縄・アイヌ 在日韓国・朝鮮人 障害者 環境問題 家族 子どもの権利と人権 教育の多様性 学ぶ権利 水俣から学ぶ人権 職場のいじめ ホームレス問題 人権の視点からの経済 子どもの性 アジアの子どもたち 児童相談所
麻生市民館	人権保障 フェミニズム 沖縄 水俣病 外国人労働者 路地裏の人権 高齢者 障害者 子どもの人権 世界人権宣言 多文化主義 経済格差 民族問題 憲法・基本的人権 脳死 少年法 プライバシー 在日韓国・朝鮮人 女性 雇用・リストラ 難民

市民館 年度	2005～2014 〔平成 17～26〕年度
教育文化会館	日韓文化相互理解 子どもの権利条例 異文化コミュニケーション 苦情と権利 チベット問題 東トルキスタン 外国人市民の学習権 性同一性障害 差別意識 災害時対応 地域のつながりと市民館 環境問題 聴覚障害
ふれあい館	男女共同参画社会 外国人女性 ホームレス 職業差別 判例に見る憲法と在日外国人の人権 国際結婚 移住労働者 多文化共生 在日韓国人2世 日系南米労働者 マイノリティの人権 包括的・継続的・伴走的支援 集住地域のコリアン フィリピン人 ベトナム人 フクシマ 子どもの貧困 差別と戦争 韓流の源流 若者が感じる日本と韓国
幸市民館	高齢者の人権 介護者の精神衛生 子どもの権利条例 外国籍の子ども インターネットによる人権被害 震災 子ども 働く人の人権
中原市民館	川崎版「派遣村」 ホームレス問題と貧困 韓国の植民地支配と在日朝鮮人 アジアとの共生 沖縄 中国 韓国 原発 子ども 多民族共生 西中原夜間中学の学びと人権
高津市民館	人権意識 川崎市における外国人市民施策の現状 アジアでの女性・子ども 障がい者 交通事故遺族 ユニークフェイス 人権絵本 学校での平和・人権学習 アイヌ クルド人 人道支援 外国人女性のDV被害・人権侵害 母子家庭・父子家庭 心の病 人権尊重 震災・原発事故と人権 子どもの権利 ヘイトスピーチ 子どもの貧困
宮前市民館	在日アジア人 子どもの権利 暮らしと人権・川崎市の例 報道における個人の権利 心のバリアフリー 在日韓国人 同和問題 アイヌ 中国 台湾 震災 いじめ ネット社会
多摩市民館	身近な人権問題 世界人権宣言 川崎市の人権の取り組み 差別と差別表現 新聞・TVから人権を考える 格差社会 在日 女性の権利 男性学 都市と女性 子ども 若者 震災と原発 心のケア
麻生市民館	韓国を知る 子どもの人権 発達障害 人権意識 アスベスト被害者 インターネット社会と人権 貧困と格差 シングルマザーとワーキングプア 子どもの貧困 多文化共生 外国人市民の法的地位 韓国における移民施策 若者 犯罪 雇用 若年女性

平成 28・29 年度川崎市社会教育委員会 委員名簿

平成 28 年 5 月 1 日委嘱

役 職	氏 名	役 職 名
	みょうせ 明 瀬 忠 義	川崎市立高津小学校長 (平成 28 年 5 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)
	しょうじ 庄 司 律 子	川崎市立住吉小学校長 (平成 29 年 4 月 1 日～)
	えばら 榎 原 しんや 真也	川崎市立西生田中学校長
	こだいら 小 平 ちたる 智 足	川崎市立橋高等学校長 (平成 28 年 5 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)
	さいとう 齊 藤 たつえい 植 栄	川崎市 P T A 連絡協議会会長 (平成 28 年 5 月 1 日～平成 29 年 7 月 18 日)
	よしざわ 占 澤 けいた 慶 太	川崎市 P T A 連絡協議会会長 (平成 29 年 7 月 19 日～)
	かどくら 門 倉 しんじ 慎 児	川崎地域連合議長代行
	しろたに 城 谷 まもる 護	川崎市総合文化団体連絡会理事
	おの 小 野 たかみ 隆 美	公益財団法人川崎市スポーツ協会専務理事 (平成 28 年 5 月 1 日～平成 29 年 4 月 30 日)
	たんの 丹 野 のりかず 典 和	公益財団法人川崎市スポーツ協会事務局長 (平成 29 年 5 月 1 日～)
	いわさき 岩 崎 かよこ 香 代 子	川崎市地域女性連絡協議会副会長
	えのもと 榎 本 たけし 武	川崎市全町内会連合会理事
	まちだ 町 田 まさふみ 順 文	初山幼稚園長 (公益社団法人川崎市幼稚園協会)
	あらい 新 井 きゅうぞう 久 三	川崎市青少年育成連盟理事長
	たけい 竹 井 ひとし 斎	川崎市地域教育会議推進協議会副会長
	かねこ 金 子 こうぞう 孝 三	市民委員
	しのざわ 篠 澤 せいこ 惺 子	市民委員
	ありきた 有 北 いっこ いくこ	NPO 法人ままとんきつず代表
副議長	おくだいら 奥 平 とおる 亨	株式会社絵本ナビ取締役
議 長	うえだ 上 田 ゆきお 幸 夫	日本体育大学体育学部教授
	くとう 久 東 みつよ 光 代	日本女子大学人間社会学部准教授
	にしやま 西 山 たく 拓	認定 NPO 法人 かわさき市民アカデミー事務局職員
	ひらかわ 平 川 けいこ 景 子	明治大学文学部教授

平成 28・29 年度川崎市社会教育委員会議 審議等経過

月 日	会 議 名	議 題
平成 28 年 5 月 23 日	第 1 回 定例会	委嘱状交付 議長、副議長の選出 今後の定例会等（内容・日程）について 他
5 月 26 日	指定都市社会教育委員連絡協議会	各都市提出協議題について（相模原市開催）
6 月 26 日	神奈川県社会教育委員連絡協議会総会	活動報告・活動計画 講演「社会教育委員に求められる役割とは」
7 月 26 日	第 2 回 定例会	県社会教育委員連絡協議会研修会について 専門部会の報告について 川崎市議会 質疑及び答弁について 他
9 月 7 日	第 3 回 定例会	教育文化会館・市民館等の使用料の見直しについて 専門部会の報告について 川崎市議会 質疑及び答弁について 他
10 月 13 日	第 4 回 定例会	専門部会の報告について 県社会教育委員連絡協議会地区研究会について 研究課題・協議テーマについて 他
10 月 27 日 ・28 日	関東甲信越静社会教育研究大会	記念講演 パネルディスカッション（千葉県開催）
11 月 8 日	第 5 回 定例会	県社会教育委員連絡協議会地区研究会について 研究課題・協議テーマについて 他
11 月 11 日	神奈川県社会教育連絡協議会地区研究会	テーマ「地域をつなぐ社会教育」（川崎市開催）
12 月 27 日	第 6 回 定例会	社会教育委員会専門部会について 川崎市議会 質疑及び答弁について 研究課題・協議テーマについて 他
平成 29 年 2 月 7 日	第 7 回 定例会	青少年科学館事業評価シートについて 教育長・教育委員との懇談会について 研究課題・協議テーマについて 他
1 月 28 日	教育長・教育委員との懇談会	今期社会教育委員会議の研究内容について意見交換
3 月 9 日	第 8 回 定例会	平成29年度政令指定都市社会教育委員連絡協議会協議題に対する回答について 平成29年度生涯学習推進活動方針について 研究課題・協議テーマについて 他
3 月 23 日	第 9 回 定例会	平成29年度社会教育関係団体補助金交付について 研究課題・協議テーマについて 他
4 月 18 日	第 10 回 定例会	平成29年度社会教育関係事業予算について 研究課題・協議テーマに係るグループ別協議 他

月 日	会 議 名	議 題
5 月 29 日	第 1 回 定例会	指定都市社会教育委員連絡協議会について 県社会教育委員連絡協議会総会について 今期研究内容の協議について 他
6 月 16 日	神奈川県社会教育委員連絡協議会総会	活動報告 活動計画 講演「これからの社会教育委員のあり方について」
7 月 6 日	指定都市社会教育委員連絡協議会	各都市提出協議題について（熊本市開催）
7 月 25 日	第 2 回 定例会	県社会教育委員連絡協議会研修会について 社会教育委員会議専門部会について 日本民家園事業評価シートについて 他
8 月 23 日	正副議長会議	社会教育委員会議定例会の今後の進め方について
9 月 28 日	第 3 回 定例会	市民自主学級・市民自主企画事業について 社会教育委員会議定例会の今後の進め方について グループ別協議の中間報告 他
11 月 6 日	第 4 回 定例会	かわさき教育プラン第 2 期実施計画について 青少年科学館事業評価シートについて 川崎市議会質疑及び答弁について 他
11 月 16 日 ・ 17 日	関東甲信越静社会教育研究大会	記念講演 パネルディスカッション（静岡県開催）
12 月 4 日	編集会議	今期研究の取りまとめについて 今後のスケジュールについて
12 月 26 日	第 5 回 定例会	平成 3 0 年度指定都市社会教育委員連絡協議会（川崎市開催）について 川崎区における市民館機能のあり方について 他
平成 30 年 1 月 22 日	編集会議	グループ別協議のまとめ 今期研究のまとめ方について
1 月 31 日	第 6 回 定例会	市民委員の公募について 教育長・教育委員との懇談会について 他
1 月 28 日	教育長・教育委員との懇談会	今期社会教育委員会議の研究内容「市民が生きやすい社会を創るために」について、教育長・教育委員との意見交換
3 月 9 日	第 7 回 定例会	かわさき教育プラン第 2 期実施計画について 平成30年度政令指定都市社会教育委員連絡協議会協議題に対する回答について 市民自主学級・市民自主企画事業について 他
3 月 22 日	第 8 回 定例会	平成30年度社会教育関係団体補助金交付について 平成30年度生涯学習推進活動方針について 研究報告書について 他
3 月 30 日	正副議長会議	研究報告書について 他
4 月 19 日	第 9 回 定例会	社会教育委員会議専門部会報告書について 教育委員会への研究報告書の提出について 他

平成 28・29 年度 川崎市社会教育委員会 研究報告書
「市民が生きやすい社会を創るために」
－多文化共生と子どもの人権－

平成 30（2018）年 3 月 発行

問い合わせ先

川崎市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進課

川崎市川崎区宮本町 6

電話：044(200)3303 FAX：044(200)3950

E-mail：88syogai@city.kawasaki.jp